

平成18年3月9日（木）

於：農林水産省三番町分庁舎大会議室

食料・農業・農村政策審議会 生産分科会

第2回畜産部会速記録

農林水産省

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 1. 午前10時30分開会 | 1 |
| 1. 配付資料確認 | 1 |
| 1. 部会長あいさつ | 1 |
| 1. 委員の出席状況報告 | 2 |
| 1. 諮問及び関連資料説明 | 2 |
| 1. その他資料説明 | 2 |
| 1. 審 議 | 23 |
| 1. 答 申 | 90 |
| 1. 農林水産大臣あいさつ | 93 |
| 1. 午後6時22分閉会 | 94 |

午前 10 時 30 分開会

○清家畜産企画課長 おはようございます。畜産企画課長の清家でございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 17 年度第 2 回畜産部会を開催させていただきます。

配付資料確認

○清家畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきたいと存じます。ちょっと数が多いので、順次確認をしていただきたいと思います。

まず 1 は、議事次第でございます。2 は、委員の名簿。3-1、3-2、3-3 は諮問文でございます。4 が、諮問案の総括表でございます。5 が、18 年度の加工原料乳生産者補給金単価等の算定説明資料でございます。6-1、6-2、6-3、6-4、6-5、6-6 は、食肉関係の算定説明資料でございます。番号を通して御確認いただければと存じます。それから 7 ということで、畜産の経営安定対策の対象者についてでございます。

あと、参考資料といたしまして、「平成 17 年度畜産物価格等の決定について」というタイトルの資料と、それから生産費調査がそれぞれ牛乳関係の全国と北海道、それから乳用おす肥育牛、乳用おす育成牛、去勢若齢肥育牛、そして肥育豚、子牛と添付してございます。

また、白い表紙の冊子になっております畜産関係資料、それから酪農関係資料、食肉関係資料でございます。

以上でございます。

それでは生源寺部会長、よろしく願いいたします。

部会長あいさつ

○生源寺部会長 おはようございます。部会長の生源寺でございます。

本日は皆様御多忙のところ御出席いただきまして、大変ありがとうございます。お礼を申し上げます。

本日は去る2月23日の第1回の部会の際に、事務局から御説明がございましたとおり、平成18年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、それから平成18年度の指定食肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成18年度の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり、留意すべき事項につきまして御審議をお願いするわけでございます。

皆様の御協力によりまして、円滑に議事の進行を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員出席状況報告

○生源寺部会長 それでは議事に入ります前に、本日の出欠の状況につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○清家畜産企画課長 木村委員、吉野委員におかれましては、やむを得ない理由により、本日御欠席とのことでございます。

また、武見委員におかれましては、おくれてお見えになる予定でございます。

なお、審議会令第9条によりまして、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができないとされておりますが、遅れて見える方も入れまして、全体で24名のうち22名が御出席いただいておりますので、成立しております。

以上でございます。

諮問及び関連資料説明

その他資料説明

○生源寺部会長 それでは先ほども申し上げましたけれども、本日、平成18年度の加工原料乳の生産者補給金単価等、それから平成18年度の牛肉及び豚肉の安定価格並びに肉用子牛生産者補給金制度における平成18年度の保証基準価格及び合理化目標価格の決定に当たり、留意すべき事項について審議をするわけでございますが、本日の審議の結果、諮問に対します当部会の答申が決定されますと、それが本審議会、食料・農業・農村政策審議会の答申とみなされることになっております。

なお、委員の皆様にはあらかじめ事務局からお知らせしているかと存じますが、本年度の畜産部会におきましては、従来の運営の形式を見直し、意見交換の時間を十分に確保し、また政府の施策に対する御意見、あるいは御提言を自由に御発言いただく観点から、意見開陳といった形式での時間は設けず、政府からの諮問及び関連資料説明の後の質疑応答及び意見聴取の時間帯におきましては、提出資料や政府の見解に対する質問のほか、政府の施策に対する御意見、あるいは御提言があれば、そこであわせて御発言いただくという形をお願いをいたしたいと思っております。

また、御意見等をいただく時間の最後になるわけでございますけれども、そこで政府の諮問に対する賛否を簡潔に御表明いただくという形にしていきたいと思います。

本日の部会の運営につきましては、以上のとおり進めてまいりたいと思っておりますが、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは御異議がないものと認め、今申し上げたような形で進めさせていただきたいと思っております。

本日のスケジュールでございますが、事務局から諮問に関連する説明等を午前 11 時 20 分ごろまで行っていただき、その後質疑応答を行い、12 時 10 分ごろから昼休みをとりたく存じます。

午後の部会再開後は 3 時 50 分までをめぐりに質疑応答及び、先ほども申しあげましたけれども、委員の皆様からの御意見、御提言の聴取を行い、その後各委員から、諮問に対する賛否の御表明をお願いするということでございます。

休憩を挟みまして 4 時 20 分ごろに答申案の作成に入り、午後 5 時 35 分をめぐりに終了いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の諮問事項は極めて重要な問題でありますので、審議には十分な時間をとりたくと考えておりますが、委員の皆様は大変お忙しい方ばかりでございますので、できるだけ効率的な運営に努め、本日しかるべき時間までには答申の決定に持っていきたくと考えておりますので、重ねてよろしく御協力のほどお願いいたします。

また、例年どおりのことでございますが、お昼の休憩の時間中に、1 階の第 3、第 4 会議室におきまして、関係団体の代表者の皆様から、委員の皆様へ御要請を申し上げたいという申し入れがございます。まことに恐縮ではございますけれども、皆様方にはそちらの方に御足労をお願いいたたく存じます。

それでは、本日付で農林水産大臣から、食料・農業・農村政策審議会に諮問がございま

すので、まず牛乳乳製品課長から、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○志田牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長の志田でございます。

それでは、加工原料乳の生産者補給金単価等に関する諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料3-1をごらんいただきたいと思います。

諮 問

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）第11条第1項の規定に基づき平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第2項の規定に基づき平成18年度の加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、ただいま朗読いただきました諮問に関連して、御説明をお願いいたします。

○志田牛乳乳製品課長 それでは関連資料について、資料4、5に即しまして御説明を申し上げます。

まず資料4でございますが、これは結論のみ書いてございます。1の加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量でございますが、補給金単価につきましては、前年同額の10円40銭/kg当たりでございます。

それから限度数量につきましては、2万t引き下げの203万tでございます。

引き続き、資料5の説明資料に基づいて、御説明を申し上げます。なお、参考資料として、平成17年牛乳生産費の全国と北海道、また牛乳乳製品に関する生産、流通、需給、消費関係の資料が掲載されております酪農関係資料をお配りしておりますので、必要に応じてごらんいただきたいと思います。

それでは、具体的な算定につきまして御説明させていただきます。資料5の1ページから3ページが補給金単価、4ページから5ページが限度数量についての説明でございます。そして6ページ以降は、それぞれの説明参考資料を入れております。

それではまず、補給金単価についてでございます。1 ページをお開きいただきたいと思
います。

まず、補給金単価算定の考え方です。加工原料乳の補給金単価は、加工原料乳地域であ
る北海道の生産費及び乳量のおおのの移動3年平均の変化率から求めた生産コスト等変
動率を前年度の補給金単価に乘じまして、「当該年度の加工原料乳生産者補給金単価」を算
定することとしています。

この方式は変動率方式と呼ばれており、平成13年度に不足払い制度から補給金制度に改
正して以来適用している方式でございます。この考え方を算式としてまとめたものを、1
ページの中ほどにお示ししています。「当該年度の補給金単価＝前年度の補給金単価×生産
コスト等変動率」でございます。

このうち、生産コスト等変動率の部分につきましては、 C_0 分の $C_1 \div Y_0$ 分の Y_1 で求め
ることとなっております。 C_0 分の C_1 は、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございます。
 Y_0 分の Y_1 は、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率でございます。どちらも移動3年平均とな
っております。

次に、算定要領でございますが、単価算定の基本となります前年度の補給金単価は、生
乳1kg当たり10円40銭でございます。

次のページをごらんください。生産コスト等変動率の算定方式でございます。これは前
のページの算式のとおり、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率を、搾乳牛1頭当たり乳量
の変化率で割って、算出することとなっております。

まず、(1)の搾乳牛1頭当たり生産費の変化率でございますが、搾乳牛1頭当たり生産
費の算定の基礎となりますのは、平成17年牛乳生産費の飼養頭数規模別の搾乳牛1頭当
たり全算入生産費でございます。これをまず畜産統計に基づきまして、直近年の規模別飼
養頭数ウェイトにより加重平均をいたします。

次に、酪農経営の実態を的確に反映させるために、この生産費に集送乳経費、販売手数
料及び企画管理労働費を加算し、さらに物価・労賃の直近の動向等を織り込みます。こ
のようにして算出した搾乳牛1頭当たり生産費を、ここでは修正生産費と呼ぶことにいた
したいと思います。

この修正生産費の当年を含む過去3年の平均、今回の場合ですと平成15年から17年の
生産費の平均を前年までの3年間の平均、これは平成14年から16年までの生産費の平均
になります。これで割って算出したのが、搾乳牛1頭当たり生産費の変化率となります。

なお、修正生産費の算出方法でございますが、物財費等の各費目につきましては、調査時期と算定時期のずれを補正するため、原則として当年を含む過去3年の平均生産費については直近、これは17年11月から18年1月になりますが、この水準に。前年までの3年の平均生産費は1年前、これは平成16年11月から17年1月になるところでございますが、この水準に物価修正をいたします。

また、家族労働費につきましては、酪農経営の実態を適切に反映させるため、厚生労働省の毎月勤労統計調査によります、北海道の製造業5人以上規模の労働賃金水準により評価をいたします。

それから、地代及び資本利子につきましては、物財費等の各費目と同じ方法で評価をして算出をいたします。

さらに、企画管理労働費につきましては、「牛乳生産費調査結果」に基づきます企画管理労働時間に、家族労働費と同額の労賃単価を乗じて算出をいたします。

このようにして求めました修正生産費の、当年を含む過去3年の平均を前年までの3年平均で割りまして、修正生産費の変化率を算出したところでございます。

続きまして、搾乳牛1頭当たり乳量の変化率でございます。搾乳牛1頭当たり乳量につきましては、平成17年牛乳生産費による搾乳牛通年換算1頭当たり乳脂肪分3.5%換算乳量を飼養頭数規模別飼養頭数ウェイトにより加重平均して算出した乳量を、ここでは修正乳量と呼びます。この修正乳量の当年を含む過去3年の平均を、前年までの3年の平均で割って算出をいたします。

恐縮ですが、7ページの一番下をごらんいただきたいと思います。このようにして求めました1頭当たりの生産費の変化率でございますが、これは1.0138となります。また、1頭当たりの乳量の変化率は1.0136となります。この結果、生産コスト等の変動率は1.0002となるところでございます。

恐縮ですが、また3ページにお戻りをいただきたいと思います。18年度単価の試算値は、17年度単価の10.40円/kgに生産コスト等変動率の、今申し上げました1.0002を乗じて得られました10.40円/kgといたしたところでございます。これは、前年度単価の据え置きとなるところでございます。

生産コスト等変動率の詳細な算定につきましては説明を省かせていただきますが、6ページから8ページに記載をいたしておりますので、御参照をいただければと思います。

続きまして、限度数量について御説明をさせていただきます。4ページをごらんいただ

きたいと思います。

まず考え方でございますが、限度数量は 18 年度の推定生乳生産量の中央値から、推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量、生産に係る要調整数量を控除して、特定乳製品向け生乳供給量として見込まれる数量を算定いたしまして、これを限度数量としておるところでございます。

4 ページの中ほどに書いてございますのが、この考え方を算式で示したものでございます。

次に、算定要領について御説明をいたします。1 の推定生乳生産量につきましては、最近の経産牛頭数から、平成 18 年度の経産牛頭数を推計いたしまして、その頭数に乳量を乗じて算出しておるところでございます。

2 の推定自家消費量につきましては、最近の動向等を考慮して算出をしておるところでございます。

3 の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量につきましては、平成 8 年度から平成 17 年度までの消費者物価指数（総合）、それから飲料支出に占めます牛乳支出の割合と、国民 1 人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量の関数によりまして、18 年度の国民 1 人当たりの年間牛乳等向け生乳消費量を推計いたしまして、これに 18 年度の推定総人口を乗じて算出しておるところでございます。

4 のその他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量につきましては、2 の推定自家消費量と同様に、最近の動向等を考慮して算出しておるところでございます。

また、5 の要調整数量（生産）と書いてあるものでございますが、これにつきましては輸入乳製品を除く 18 年度の推定消費量を上回って生産されると見込まれる生乳の数量でございます。生産の調整が必要な数量となるところでございます。

それでは、おのおのの数値の算定につきまして御説明をさせていただきたいと思います。少し飛んでいただいて恐縮でございますが、見開きとなっております 10 ページ、11 ページをごらんいただきたいと思います。

まず、右側の 11 ページをごらんいただきたいと思います。左上の欄に⑥経産牛頭数がございます。また、その右隣には⑦経産牛 1 頭当たり月間乳量、さらにその右隣に⑧といたしまして、平成 18 年度生乳生産量が書いてございます。

ごく簡単に申し上げますと、毎月の経産牛頭数に経産牛 1 頭当たり月間乳量を乗じて毎

月の生乳生産量を算出したしまして、これを18年4月から19年3月までの間、足し上げることによりまして、18年度の推定生乳生産量を算出しております。18年度合計では814万8000tとなります。

ここでは814万8000tを下限値といたしまして、この表の下の注書きの(2)にありますとおり、経産牛1頭当たり月間乳量が、(1)よりも1.6%多い場合で、その他は同様に算出した827万6000tを上限値としております。

そして(3)にございますように、この両者の中央値が821万2000tとなるところでございます。

以上が、生乳生産量の推定となっております。

なお、左側の10ページにつきましては、毎月の経産牛頭数をどのように推計したのかを示したものでございますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりをいただきまして12ページは、生乳生産量以外の栄養素についての算定基礎をお示ししております。2の推定自家消費量D1でございますが、17年度実績見込量を基礎に最近の動向を考慮いたしまして、7万7000tと推定をしております。

3の牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量D2につきましては、一般向けと学校給食向けとを分けて推計をしております。

一般向けのD2Aにつきましては、国民1人当たりの牛乳等向け生乳消費量と、消費者物価指数(総合)と、それから飲用支出に占めます牛乳支出の割合との関数から、18年度の国民1人当たりの牛乳等向け消費量d1を推計し、これに18年度の推定総人口Nを乗じることによって、算出をしております。

この算式によりまして、421万9000tないしは426万1000tと、変数の予測の誤差として1%程度の幅を持たせて算出しております。

D2Bの学校給食用生乳消費量は、児童生徒数の減少を考慮いたしまして、40万2000tと推計しております。そして、D2AとD2Bを足し合わせますと、牛乳等向け生乳消費量全体として見込まれます数量D2は、462万1000tから466万3000tとなりまして、その中央値は464万2000tとなるところでございます。

4の、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量のD3については、17年度の実績見込量を基礎に、最近の動向等を考慮して、137万3000tと推定しております。

13 ページの5の要調整数量（生産）についてでございますが、 $Q1 - Q1'$ で算出されますが、 $Q1$ は先ほど御説明しました18年度の推定生乳生産量で、814万8000tないし827万6000tでございます。ここから18年度の推定生乳供給量 $Q1'$ 、これはイコール国産の牛乳乳製品の消費量と考えていただいていたのでございますが、805万8000tないし818万6000tを差し引きまして9万tとしておるところでございます。

5ページにお戻りをいただきたいと思えます。中ほどに限度数量の算式と、それぞれの試算結果をお示ししております。今、御説明してまいりました推定生乳生産量の中央値、推定自家消費量、牛乳等向け生乳消費量として見込まれる数量の中央値、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量及び要調整数量を上算式に当てはめると、限度数量 L は203万tという結果になるところでございます。

次に、14ページ、15ページをごらんいただきたいと思えます。ここに、生乳の需給表をお示ししておるところでございます。この表は、限度数量の御審議の参考となるようにお示ししているものでございますが、今まで御説明いたしました数値等の一覧表となっておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思えます。

算定資料の御説明については以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

次に食肉鶏卵課長から、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格に関する諮問文の朗読をお願いいたします。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の牧元でございます。

それでは、指定食肉の安定価格、肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格に関します諮問文を朗読させていただきます。

まず、資料3-2をお開きいただきたいと思えます。朗読させていただきます。

諮 問

畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項の規定に基づき平成18年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

続きまして、資料3-3でございます。

諮 問

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年度の肉用子牛の保証基準価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項及び同条第 2 項の規定に基づき肉用子牛の合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、同条第 7 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○生源寺部会長 続きます、ただいま朗読いただきました諮問に関連して、食肉鶏卵課長から御説明をお願いいたします。

○牧元食肉鶏卵課長 それでは、資料 4 及び 6-1 から 6-6 までに基づき、説明をさせていただきます。

まず、先ほども御説明がございました資料 4 でございます。これは結論の部分だけでございますが、2 の指定食肉の安定価格、それから 3 の指定肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格でございますが、ごらんのとおり結論的には、いずれも 17 年度と同額となっております。

内容につきましては、資料 6-1 から順次御説明をさせていただきます。

まず、資料 6-1 でございます。1 枚おめくりをいただきまして、1 ページでございます。指定食肉の価格安定制度につきましては、農畜産業振興機構の需給操作等を通じまして、安定価格帯の幅の中に実勢価格を安定させることを目的としておりまして、安定価格につきましては先ほど申し上げました畜安法の規定に基づきまして、毎年豚肉の生産条件、需給状況、その他の経済事情を考慮いたしまして、その再生産を確保することを旨として定めることになっているところでございます。

安定価格につきましては、過去の一定期間の肉畜の農家販売価格と、その期間の平均的な生産費をベースといたしまして、価格算定年度に見込まれます物価の動向、生産性の向上等を適切に織り込んで価格を算定するという考え方でございます。

豚肉の場合は直近 5 年間を基準期間といたしまして、その期間におきます肉豚の農家販売価格（P0）に生産費指数（I）を乗じまして、翌年度の農家販売価格を推定いたしまして、これを枝肉換算係数と定数、m と k によりまして、卸売市場で販売をされます枝肉価格に換算いたします。

さらに、変動係数 v を用いまして、安定基準価格と安定上位価格という形で、上下に開いて算定をするという考え方でございます。

2 ページをお開きいただきたいと思います。次に、各要素について御説明をいたします。まず (1) でございますけれども、基準期間の肉豚の農家販売価格 (P0) につきましても、平成 13 年 2 月から平成 18 年 1 月までの 5 年間の農業物価統計により農家販売価格を平均いたしまして算出をしております。また、従来どおりのルールによりまして、安定価格帯におさまっていない価格につきましては、それぞれ安定基準価格、あるいは安定上位価格に見合います農家販売価格に修正をしております。

基準期間は 5 年間をとっておりますけれども、これは過去の豚肉価格がおおむね 5 年間で 1 周期として上昇、低下を繰り返すという、いわゆるピッグサイクルといわれる変動を繰り返しているということでございまして、価格の上昇局面と下降局面を平均化いたしまして、安定的な価格水準をとらえるために行っているものでございます。

次に (2)、生産費指数 (I) につきましては、直近 5 年間の基準期間におけます平均的な生産費に対しまして、価格算定年度となります平成 18 年度の推定生産費の変化の動向を見るための指数でございます。

(2) の「ア」から「エ」にありますように、生産費指数は 4 つの要素から構成をされておりますが、「オ」に示すように、これらを総合的に計算いたしまして I を求めるところでございます。

「ア」に示します第一の要素 (q0) につきましては、直近 5 年間の実質費用でございします。生産費の各費目それぞれに対応いたします物価指数で除して実質化をいたしまして、これを平均して直近 5 カ年間の実質費用 (q0) を求めるわけでございます。

この実質化の計算につきましては、物価の変動要因を排除いたしまして、生産費の純粋な動向を比較分析するために行っているものでございます。

「イ」でございしますけれども、直近 5 年間の実質化した各費用の傾向から、価格算定年度でございします 18 年度の実質費用の計算を行い、各費目の q1 を求めるところでございます。

「ウ」では、費目ごとの農業物価統計等を用いまして、直近 5 年間の生産費調査に対応する期間の物価指数の平均値 (p0) を算出いたします。物価指数につきましては、基準となります平成 12 年の物価を 100 とした場合の相対的な価格を示す指数でございまして、物価の変動を図る尺度でございします。

「エ」では、各費目ごとに直近の物価指数から、価格算定年度におきます物価指数を算出いたします。

以上によりまして、生産費指数を構成します4つの要素が決まるところでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。次に「オ」でございますが、各費目ごとに実質費用に物価指数を乗じまして名目化したしまして、これを合計するところでございます。

基準期間の名目費用の合計額（ $\Sigma q_0 p_0$ ）を分母といたしまして、価格算定年度の名目費用の合計額（ $\Sigma q_1 p_1$ ）を分子といたしまして、生産費指数（I）を計算するところでございます。

次に、(3)の枝肉換算係数でございますが、P 0とIを掛け合わせますと、18年度の農家販売段階におきます価格が算出できるわけでございますけれども、安定価格におきましては、枝肉の販売価格でございますので、農家販売価格を省令規格の枝肉の販売価格に換算する必要があるわけでございます。このため、直近5カ年間ににおきます豚肉の枝肉卸売価格と肉豚農家販売価格の推移から、両者の一次回帰式を作成いたしまして、これは回帰関係を見るための式でございますけれども、mとkが回帰式の係数と定数になるわけでございます。

こうして得られました枝肉への換算式に、18年度の肉豚の農家販売価格を代入することによりまして、枝肉の卸売価格を算出いたします。

次に(4)でございますが、(3)で算出をいたしました豚の枝肉の卸売価格を、通常の価格変動幅14%によりまして上下に開きまして、安定基準価格と安定上位価格を算出するわけでございます。

以上が、豚肉についての安定価格算定の考え方でございます。

次に、4ページをお開きいただきます。牛肉につきましても、制度の趣旨につきましては豚肉と同様、算定方式も豚肉と同様でございます。

基準期間につきましては、牛肉につきましては7年間でございます。7年間ににおきます肉牛の農家販売価格に、生産費の変化率でございます生産費指数を乗じまして、これを枝肉の換算係数と定数で、指定食肉の枝肉の卸売価格に換算をいたしまして、さらに変動係数を用いまして上下に開いて算定をするという考え方でございます。

指定食肉でございます牛肉につきましては、去勢牛のB 2、B 3の規格となっております。当該去勢牛は、和牛と乳おすの両方が対象になっているところであります。

一方、算定に必要な農家販売価格や生産費等のデータにつきましては、和牛と乳おす各別々に調査をされているところがございます。

このため、まず和牛、乳おす各系列ごとに計算をいたしまして、枝肉価格を算出する際に一本化をして求めるということをごさしまして、算定式の中で各項目に w 、これは和牛の系列でありまして、 d が乳用おす牛の系列でございます。

これを算式にまとめましたのが4ページの式でございます。求める安定価格（ P ）は、この去勢和牛、乳おすの二系列の $(P_0 \times I) \times m$ に、回帰式の定数項（ k ）を加えまして、 $(1 \pm v)$ で上下に開いて求めているということでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。次に、各構成要素について御説明をさせていただきます。

5ページ中段の（1）の基準期間におきます肉牛の農家販売価格につきましては、和牛と乳おすの2つの系列があるところがございます。ここでは $P_0 w$ と表記をしております和牛の系列と、 $P_0 d$ と表記をしております乳用おすの肥育牛の系列それぞれにつきまして、直近7カ年の各月の農業物価統計におきます農家販売価格を平均して算出しているところがございます。

このとき豚肉と同様に、従来どおり安定価格帯の範囲内におさまっていない場合につきましては、安定基準価格なり安定上位価格に見合う農家販売価格に修正した上で、平均値を求めているところがございます。

（2）の生産費指数（ I ）につきましては、統計部の「去勢若齢肥育牛生産費調査」と「乳用おす肥育牛生産費調査」を用いまして、 P_0 と同様に去勢和牛の生産費指数と乳用おす肥育牛の生産費指数に分けて算出をしているところがございます。生産費指数の基本的な算定方法につきましては、豚肉と同様でございます。

具体的な算定方法は以下の「ア」から、次のページの「オ」に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。「エ」の段でございますけれども、これまでと同様に、もと畜費の物価指数につきましては、肉用子牛の平成17年度の合理化目標価格を考慮して算定しているところがございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。（3）の枝肉の換算係数、定数につきましても従来どおり、直近7カ年の指定食肉の枝肉卸売価格に対します、去勢肥育和牛の農家販売価格と、乳用おす肥育牛農家販売価格との回帰関係から関係式を一元的に求めま

して、枝肉の販売価格を算出しているところでございます。

次に（４）でございませうけれども、（３）で得られた枝肉の卸売価格を上下に開くための変動係数、これにつきましては前年度と同じく±13%となっているところでございませう。

次に資料6-2で、以上述べましたことを、実際の数値に即しまして御説明をさせていただきます。

1ページをおめくりいただきます。豚肉につきましては、試算の全体像につきましては（２）の試算にありますように、直近5カ年間におきます肉豚の農家販売価格が284円でございます。これに生産費指数（I）が0.951ということで、270円8銭というのが、18年度に見込まれる肉豚の農家販売価格でございます。

これに枝肉換算係数1.523を掛けまして、定数項11.75を加えました423円8銭が枝肉価格でございます。

これを昨年同様14%で上下に開きますと、安定基準価格が363円85銭、安定上位価格が482円31銭でございます。

これを従来のルールに沿いまして5円刻みに丸めますと、上が480円、下が365円ということで、いずれも据え置きとなっているところでございませう。

続きまして2ページは、基準期間の肉豚の農家販売価格、いわゆるP0の計算を示しております。基本的には、平成13年2月から5カ年間の各月の肉豚の農家販売価格の平均値を求めているところでございませうが、一部は右側に修正値ということで異なった値が記入をされております。これが先ほど説明をいたしました、安定価格帯の上ないし下に修正をするという部分でございませう。

次に、3ページをお開きいただきたいと思ひます。3ページの（1）は、生産費指数（I）の算式でございませう。（2）に試算値が出ておりますけれども、2万5,070円分の2万3,834円ということで、0.951と算出をされるところでございませう。

4ページ、5ページには、それぞれの算出基礎となります数値、また6ページから8ページにつきましては、それぞれの項目の諸元が記載をされているところでございませう。

9ページをお開きいただきたいと思ひます。枝肉の換算係数（m）と定数（k）につきましては、基準期間の枝肉の卸売価格と肉豚の農家販売価格の回帰関係から算出をいたしまして、3の（2）の下にございませうように、 $Y=1.523X+11.75$ という式になるところでございませう。

この式によりまして中心価格を求めまして、変動係数14%で上下に開いて、豚肉の枝肉

の卸売価格を算定するということでございます。

以上が、豚肉の算定でございます。

続きまして資料6-3で、牛肉の関係でございます。1ページの(2)の算式でございますけれども、和牛系列ではP0が1,031円。これは去勢和牛の直近7年間におきます農家販売価格でございます。これに去勢肥育和牛におきます生産費指数の0.916を掛けて得られます944円40銭が、18年度におきます去勢和牛の農家販売価格でございます。乳用おすの肥育牛の系列では、P0が386円、Iが0.945でございます。これによりまして364円77銭、これが乳用おす肥育牛の農家販売価格でございます。

次に、農家販売価格を枝肉に換算するために、和牛系列では0.372を掛け、乳用おす系列では2.091という係数を掛けまして、さらに定数項といたしまして218.95を引くことによりまして、枝肉価格895円10銭が求められるところでございます。

これを13%の変動係数で上下に開きますと、上が1,011円46銭、下が778円74銭でございます。5円単位で丸めると、上が1,010円、下が780円という結果になります。

2ページ以降は、各要素についての数字の説明でございますが、2ページの農家販売価格の計算につきましては、豚肉と同様に修正が必要な月につきましては、右側に修正値を示しているところでございます。

3ページにつきましては、乳用おすの肥育牛についてのデータでございます。

4ページでございますけれども、生産費指数の計算を示しているところでございます。

(2)の「ア」によりまして、和牛では0.916、乳用おすでは0.945でございます。

Iの要素につきましては、以下、5ページから20ページにかけて詳細を掲げておりますが省略をさせていただきます。21ページをお開きいただきますと農家の販売価格を、枝肉に換算いたします係数、定数を示しているところでございます。直近7年の価格動向を用いまして回帰式を求めますと、 $Y = 0.372X_w + 2.091X_d - 218.95$ となります。この回帰式に去勢肥育和牛農家販売価格と乳用おす肥育牛農家販売価格を代入いたしまして中心価格を求めまして、変動係数13%で上下に開くということで、安定上位価格、基準価格を求めていったところでございます。

続きまして資料6-4で、子牛の関係について御説明をさせていただきたいと思っております。1ページをお開きさせていただきたいと思っております。肉用子牛の生産者補給金制度につきましては、牛肉の輸入自由化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処をするために、肉用子牛の実勢価格が低落をいたしまして保証基準価格を下回った場合に、生産者に対しまして生産者補

給金を交付しまして、肉用子牛生産の安定等を図ることを目的にしているところでございます。

保証基準価格につきましては、肉用子牛の生産条件、需給状況、その他の経済事情を考慮いたしまして、肉用子牛の再生産を確保することを旨として定めることになっているところでございます。

保証基準価格につきましては、和牛系列につきましては黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種の3区分、乳用種系列につきましては、乳用種、交雑種の2区分、合わせまして5つの品種区分で算定しているところでございます。

具体的には、和牛系列につきましては、基準期間の和牛子牛の農家販売価格（P0）を求めまして、それぞれの品種ごとの基準期間と価格算定年度におきますコストの変化率を示す生産費指数（I）を乗じ、農家販売価格の子牛価格をこのようにして求めました後、これを市場取引価格のベースに直すために、市場取引換算係数（m）と定数（k）によりまして、市場価格に換算をいたします。そして、品種格差係数（D）を乗じることによりまして、それぞれの品種の価格を求めるところでございます。

乳用種の系列につきましても、以上の和牛の子牛の系列と同様にいたしまして品種格差係数を乗じまして、乳用種と交雑種の価格を求めるところでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。（1）でございますけれども、基準期間の肉用子牛の農家販売価格（P0）につきましては、自由化前の昭和58年2月から平成2年1月までの7カ年の和牛の子牛及び乳用種の子牛の農家販売価格を、それぞれを平均して算出しているところでございます。

ただし、それぞれにつきまして基準期間の平均値から、標準偏差1つ分を超えまして、低落あるいは高騰している月については除外をして計算しているところでございます。

Iの計算でございますが、（2）でございます。生産費指数（I）につきましては、和子牛、乳子牛それぞれの生産費をもとに算定をしております、その要素となります q_0 、 q_1 、 p_0 、 p_1 の計算方法につきましては、豚肉や牛肉の安定価格の考え方と同じでございます。

また、農家販売価格と同様に、基準期間を自由化前に固定をしているということでございまして、自由化前の生産コストと価格算定年度のコストを比較して求めているところでございます。

なお、乳用おす育成牛生産費調査につきましては、平成元年に調査を開始したというこ

とから、自由化前の生産費につきましては、平成元年から7年までの7カ年の調査結果と農業物価統計に基づきまして、基準期間の生産費をさかのぼって推定をしているところであります。

また、生産費の項目のうち、和牛の子牛についての繁殖めす牛の償却費、乳用種及び交雑種についてのもとの畜費、いわゆるヌレ子価格につきましては、それぞれの品種で異なった動きをしているところでございますので、品種ごとに算出をしているところでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。(3)の市場取引換算係数(m)と定数(k)につきましては、農家販売価格と市場価格との回帰関係から回帰式を求めて算出をしているところであります。

また(4)の品種格差係数(D)につきましては、和牛の子牛では自由化前7カ年の和牛の子牛の市場価格と、黒毛、褐毛、その他肉専用種それぞれの市場価格との関係から算出をしているところでございます。

交雑種につきましては、自由化前7カ年の乳子牛の市場価格と交雑種の市場価格との関係から算出をしているところでございます。

以上が、肉用子牛の保証基準価格の考え方でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。合理化目標価格につきましては、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等から見まして、肉用牛生産の健全な発達を図るために、肉用子牛生産の合理化によりまして、その実現を図ることが必要な生産費を基準として定めるということでございます。

具体的には算定年度の翌年度、つまり子牛が牛肉として流通いたします時期の価格等を見通しまして、輸入牛肉に対抗し得る価格で国産牛肉の生産を行うために、算定年度に肥育経営が支払い可能な子牛の価格水準を求めようとするものでございます。

なお、18年度の算定につきましては、15年12月からの米国産牛肉輸入停止措置によりまして、直近の実績を用いまして将来の牛肉需要を見通すことが極めて困難ということでございますので、輸入牛肉の部分肉価格及び輸入牛肉と国産牛肉の品質格差係数につきましては、米国産牛肉の輸入停止措置が講じられる前の実績をもとに算出をいたしまして、その他の要素につきましては最近の動向を反映させるために、従来どおりの期間を対象にして算定を行っているところでございます。

合理化目標価格につきましても、保証基準価格と同様に、和牛系列、乳用種系列の2つ

の系列に分けて計算をしております。それぞれの系列の中で品種格差係数を用いまして、和牛につきましては黒毛、褐毛、その他の3つ、乳用種につきましては乳用種、交雑種の2つに分けておるところであります。

具体的な計算方法につきましては、初めに一定期間の輸入牛肉価格に関税率及び諸経費の割合を掛けまして、国内におきます輸入牛肉の部分肉価格（C×T）を算出いたしまして、この部分肉価格に輸入牛肉と国産牛肉の品質格差係数（Q）を掛けまして、品質格差を考慮いたしました輸入牛肉に対抗し得る、国産牛肉の部分肉価格を計算いたします。

次に、過去の部分肉価格と肥育牛の農家の販売価格との関係式から、肥育牛1頭当たりの農家販売価格を換算いたします。肥育牛の農家販売価格から肥育を行う際に必要なもと畜費以外の合理的な費用の額（G）を控除いたしまして、肥育経営における肉用子牛の農家販売価格を算出いたします。

ここで算出されたものが肥育農家の購入価格でございますので、これを市場価格に換算いたします。そして品種格差係数（D）を掛けて、品種ごとの合理化目標価格を算出するというところでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。各要素について説明をさせていただきます。

輸入牛肉の価格につきましては一定期間、平成6年1月から平成15年12月までの10年間の豪州産及び米国産、さらにそれぞれ冷蔵品及び冷凍品ごとの輸入価格を加重平均して求めているところでございます。

この価格につきましてはドル建ての計算でございますので、直近5年間の為替レートによりまして、円に換算をしているところであります。

また、関税率及び諸経費につきましては、子牛が肥育されてから出荷されるまでの期間を勘案いたしまして、算定年度の翌年度の関税率、つまり平成19年度の関税率を適用することでございますが、現在WTOの協議中ということでございまして、現行の38.5%としているところであります。

輸入諸経費につきましては、従来どおり輸入諸掛率を7%、消費税率を5%としております。

品質格差係数につきましては、輸入牛肉と国産牛肉との品質格差を盛り込むものでございまして、7年間の豪州産・米国産牛肉の部分肉価格の加重平均価格を輸入牛肉の部分肉価格といたしまして、国産牛肉の部分肉価格に対する比率を、去勢和牛及び乳用おす肥育

牛それぞれに算出をしているところでございます。

また、肥育牛換算係数につきましても、国産牛肉の部分肉価格を生体価格に換算するための係数、定数でございますが、直近7カ年の「農業物価統計」によります去勢肥育和牛及び乳用おす肥育牛の農家販売価格に対するそれぞれの部分肉の回帰関係から、関係式を求めているところでございます。これに1頭当たりの出荷体重を掛けまして、部分肉価格を肥育牛1頭の農家販売価格に換算をしているところでございます。

次の6ページでございますけれども、肥育に要する合理的な費用の額につきましてはここに記載のとおり、それぞれの要素によりまして求めているところでございます。

7ページをお開きいただきたいと思えます。(5)までの計算によりまして、農家段階での子牛価格が決まるところでございますが、これを市場取引価格に換算をするために、指定肉用子牛の市場取引価格と農家販売価格との回帰関係から換算係数を求めまして、市場取引価格に換算をしているところでございます。

(6)によりまして求められました価格に、品種価格差係数を乗ずることによりまして、各品種ごとの合理化目標価格を算定しているところでございます。

続きまして資料6-5によりまして、具体的に御説明をさせていただきます。1ページは、今、御説明をいたしました算定式でございますので省略をいたします。

2ページでございます。具体的に試算をした数値でございます。先ほど申しましたように、結論的には前年度と同額でございますが、3ページ、4ページにつきましては、和子牛の農家販売価格(P0)でございます。基準期間は牛肉の自由化前の7カ年で固定をしております。30万2,660円となっております。

また5ページ、6ページにつきましては、乳子牛の農家販売価格(P0)でございます。これが16万7,246円となっております。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思えます。生産費指数(I)の試算でございますけれども、分母につきましては基準期間におきます生産費、分子が価格算定年度、18年度に見込まれる生産費でございます。Iは基準期間に対します生産費の変化率でございますが、Iの計算結果につきましては黒毛和種が0.934、褐毛0.926、以下記載のとおりとなっております。

9ページ以下が算出基礎でございますが、これは省略をさせていただきます。29ページをお開きいただきたいと思えます。

29ページにつきましては、3で市場取引の換算係数の計算結果を示しております。これ

につきましては、子牛の農家販売価格と市場取引価格との関係から求めておりまして、(2)の下にございますように、和子牛、乳子牛それぞれの係数、定数が求められているところでございます。

また、4の品種格差係数でございますけれども、これにつきましても黒毛の品種格差係数1.003、以下、記載のとおりの数値となっているところでございます。

以上によりまして、恐縮でございますが2ページに戻っていただきまして試算の結果でございますけれども、もとになります農家販売価格に、御説明いたしました生産費指数、枝肉の取引価格の係数、定数、品質格差係数それぞれを掛けますと、ごらんとおり、黒毛和種につきましては30万3,868円、以下記載のとおりでございますが、これは1,000円以下を丸めるというルールからいたしますと、黒毛和種につきましては30万4,000円、以下、記載のような数値になりまして、17年度と同額になるということでございます。

続きまして、資料6-6をお開きいただきたいと思っております。これにつきましても、1ページは先ほども申しました算定式でございますので飛ばさせていただきます。

2ページにつきましては、計算の結果が記載をされているところでございますが、まず、要素の方から御説明をさせていただきたいと思っております。

3ページにつきましては牛肉の輸入価格、いわゆるC I F価格につきまして、国別、冷凍冷蔵別の輸入シェア、輸入単価、為替レートから求めますと、キロ当たり468円73銭となるというものでございます。

次の4ページをお開きいただきたいと思っております。関税率につきましては38.5%、輸入諸掛率については7%、消費税率5%、Tが1.505でございます。

品質格差係数につきましては、それぞれ和牛について2.68、あるいは乳用おすについて1.43という数値になるところでございます。

次の5ページでございますが、肥育牛の換算係数につきましては、直近7カ年の部分肉価格、肥育牛の農家販売価格の回帰関係から求められておりまして、数値はそれぞれ記載のとおりでございます。

また、次の6ページでございますけれども、肥育に要します合理的な費用の額(G)につきましては、去勢和牛が36万2,525円、乳用おすが24万5,943円となっているところでございます。

次の7ページでございますが、6に市場取引換算係数、7に品種格差係数をそれぞれ記載しているとおりでございます。

以上のような数値でございまして、恐縮ですが2ページにお戻りをいただきますと、和牛系列につきましては468円73銭が輸入牛肉の価格でございます。また、2.68が輸入牛肉との品質格差係数でございます。これを掛けました1,890円58銭が、輸入牛肉に対抗し得る和牛肉の部分肉価格でございます。

これに肥育牛の換算係数を掛けまして、これに出荷体重を乗じまして、1頭当たりの肥育牛の価格を求めるわけでございます。これが輸入牛肉に対抗し得る子牛の農家販売価格でございます。これに市場取引換算係数0.991を掛け、また1万2,700円を引きまして、市場取引価格につきましては26万3,942円となります。これに品質格差係数をそれぞれ掛けていきます。乳用種についても同様の計算をするということでございます。

そして、結論といたしましては17年度と同様でございまして、資料4の総括表にお戻りをいただきますと、以上のように指定食肉の安定価格、また指定肉用子牛の保証基準価格、合理化目標価格につきましては、いずれも17年度と同額でございます。

なお、今、計算結果で申し上げましたように、指定食肉価格で言いますと、1円単位ではもちろん動いているわけでございますが、これは5円単位で丸めるというルールでやりますと、こういう数値になるということです。

また、保証基準価格、合理化目標価格につきましては、100円以下の単位ではいろいろと動いているわけでございますけれども、1,000円単位で丸めますとこのような形で、17年度と同額になるということでございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、畜産の経営安定対策の対象者について、畜産企画課長より御説明をお願いいたします。

○清家畜産企画課長 資料7でございます。前回の部会におきましてもお示ししました課題でございますが、畜産の経営安定対策について、その目的と効果を踏まえて対象者を明確にすると。このことについては、食料・農業・農村基本計画においても示されておるところであります。

私どもとしまして、ここに4つ対策を掲げておりますが、まず、加工原料乳の補給金制度につきましては、指定団体のもとで計画生産に参加する生産者を本制度の対象とすることで、計画生産の確実な実施と、それから生乳全体の需給安定に寄与していることを踏まえまして、引き続き対象者は現行どおりとしたいと考えております。

また、肉用子牛の補給金制度につきましては、繁殖経営から供給される素牛を肥育経営が肥育して出荷するという構造でございます。広く肉用子牛の生産者をこの制度の対象とすることで、肉用牛生産の安定が図られるということでもあります。これについても対象者は、現行どおりとしたいと考えております。

次に、肉用牛の肥育経営安定対策事業、それから地域肉豚事業についてでございますが、肥育経営あるいは養豚経営につきましては、構造改革が相当程度進んでおります。そういったことを踏まえまして、この事業の対象者につきましては認定農業者を基本とし、認定農業者に準ずる者を特認の形で個別に認定することとしたいと考えております。

認定農業者に準ずる特認ということの考えにつきましては、次のページでございます。まず基本的な考え方として、上の枠組みに書いてございます、「畜産物の安定供給や地域経済・産業を支える地域の担い手として不可欠であり、将来にわたり持続的に畜産生産基盤を支えていくことが確実であると見込まれる者を対象として、個別に認定する」という考え方でございます。

それをもう少し具体例として、ここに2つほど掲げています。ここに書いてありますものをもう少しブレイクダウンしてお話し申し上げますと、例えば上の例でございますと、JAの部会のような組織において産地の戦略目標を立てるだとか、あるいは生産構造に関する目標ですとか、そういう計画を作成して、また農家みずからが目指すべき経営の姿といったものについても計画を作成したと。

その実践を通じて担い手を育成していくということが示されるようなところが、この対策の対象としていくことが適当ではないかということでございます。

あるいは下の例は、今現在は法人でありませんが、具体的な将来に向けて、法人化の計画を持っていらっしゃるような生産組織の構成員であつたりといったものも対象とすることが、妥当ではないかと思っております。

ただ、いずれにしても、地域ごとに多様な生産形態が考えられますので、地域の特性なり、あるいは生産形態の特徴を十分に踏まえて判断していく必要があると考えています。

具体的なことはここには記載しておりませんが、手続といいますか、そういった方法論について申し上げますと、国と県が協議して県の認定の考え方といいますか、そういった基準を作成して、それに基づいて県が認定していくという形をとってはどうかと考えております。

なお、ここで御議論いただいたことも踏まえまして、こういった考え方が妥当というこ

とでございますれば、特に肥育経営と、それから地域育豚の事業、今、業務期間が16年から18年度までの3年間、これは一種の保険期間でございます。したがって19年度以降の対策に、そういったことを反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

以上で、役所の方からの御説明は終了したということでございます。

審 議

○生源寺部会長 ここから質疑、あるいは意見をちょうだいする時間に移りたいと思います。提出されました資料、政府の考え方に対する御質問、政府の施策に対する御意見、あるいは御提言、どんなことでも結構でございますので、忌憚のない御発言をお願いしたいと思います。

寺内委員、どうぞ。

○寺内委員 今、役所の方から食料問題、農業の経営問題といろいろな面に多岐にわたって大変詳しく説明されたんですけど、現実に私ども食肉の流通に携わる者として、現在の食肉の流通の現況を踏まえて生産体制をつくっていただきたいというのが、我々の望みでありますし、また消費者に対する供給という面で、今後とも力を入れていただきたい。

現在私どもの食肉流通の段階では皆様御存じのように、米国産の輸入牛肉がストップしまして、または国内の鳥インフルエンザの発生によりまして、消費者には大変な心配事でございますが、我々としましても消費者に対して、安定的な供給をすることが義務だと思っております。

そういう状況の中で、安心・安全な畜産物を供給するに当たって、国の指導もありましたけれど、トレーサビリティ等、個体識別番号を消費者の段階まで伝達するよという事で、今取り組んで、牛の場合はある程度皆さんの承知のように、取り組みが順調に進んでおりますが、豚についてもそれぞれの段階で、JASマークのついたというような要望もありますので、市場としても対応していく気持ちでおります。

ただ、豚につきましても、確かにJASマークの問題は、それぞれの段階で認定してもらわないとなかなか末端までいきませんので、そういうことを考えて今、努力しております。

また、BSEが発生して、BSEの病気というのは日本で初めてだったもので、消費者の恐怖感について、国としても安全対策の施行によりまして、安全な食料品であるということをもう少し周知していただきたいと、そう考えております。

また、BSE対策としましては、確かにわからない病気だったということもありますけれど、子牛の生産農家の団体から販売業者、流通業者に至るまで、多くの業界の人たちが大変苦しい立場に置かれております。そのことを含めまして、これからも力を入れてやっていっていただきたいと思っています。

また、今BSEの問題に絡んでですけど、屠殺の段階でピッシングという問題が発生しております。この問題は、作業従業員の健康状態を安全に保つ対策の問題として、今、緊急に我々に指導されております。

また、アメリカのこの間の脊柱の問題につきましても、やはり安全に除去するということ、我々としてもそれらについて、行政指導のもとにいろいろやっておりますが、そういういろんな面のもろもろの経費が、次から次へと加算してきております。だから市場関係者、また流通センターの関係者等も含めて、大変厳しい卸売業者の経営環境になっておりますが、きょうの説明をしますと、確かに我々も生産の段階の増頭はやってもらわなくちゃならないし、今後それも継続してやってもらうんですけど、食肉の安定、また安全・安心を継続していくという面で、国としてもいろんな面で我々を指導していただきたいということを考えております。

全国的なこと、また地域的なこといろいろございます。肉骨粉は今までは骨の有価物として売っていたわけですが、それがBSEの発生によりまして全面的に使用停止となりましたが、リサイクルして肉骨粉がまた飼料原料としたり、肥料原料として利用されるということは、それなりの安全性を確認した上で、肉骨粉の肥料等への利用の道を開くことによって、また畜産物の増頭も含まれていくのではないかと感じております。

それから、先ほど言いました脊柱の問題にしましても、アメリカとああいうふうなこと、今、輸入停止になっておりますけど、それらについても国内の流通業者は大変厳しい経費増を強いられておりますので、何とか国としても脊柱の適正な管理の万全を期すために、いろんな面でバックアップしていただきたいと思っております。

今、現状の食肉の流通の段階についてお願いすることは多々ありましたけど、国民の食肉に対する安心・安全を確保していくために、これからもよろしく願いいたしたいと思っています。よろしくどうぞ。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがございましょうか。

それでは近藤委員、次に阿部委員でお願いいたします。

○近藤委員 済みません、単純な質問かもしれませんが、聞きそびれていたら御容赦ください。uの方なんですけれども、算定数量の消費量のところで……。

○生源寺部会長 資料は何番ですか。

○近藤委員 5の5ページです。ほかのところでも何か所かあったんですけども。5ページの4で、その他乳製品向け生乳消費量として見込まれる数量。ほかにも同じ言葉があったんですけども、「最近における動向等を考慮して算出する」というところですが、これは要はふえてこないよという意味で書いていらっしゃるのか、ふえてくるという意味で書いていらっしゃるのか、どちらでも考慮するという意味なのか。ちょっとその辺、私、御説明を聞き漏らしたのかどうか、ちょっと疑問だったんですけども。

積極的にふえてくるよという前提でおきましょうということなのか、ちょっとこの先下がってくるから、そのつもりでということなのか。いずれにしても下がってくるということであれば、寂しいじゃないですかという気持ちでございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

何人かの委員の皆様から御発言をいただいた後で、事務局から必要なコメントをいただきたいと思います。

それでは阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 今の近藤委員と同じ資料5の5ページですが、限度数量を決めるに当たっての試算の式が書いてあって、この中で一番大きなファクターはQ1、要するに来年度の供給量、生産量がどうなるかということで、それが資料の11ページに今までのトレンドといえますか、いわゆる毎年乳量水準が100kgぐらいつ上ってきたということだと思っておりますが、そういうことを織り込みながら来年は計算すると、10ページの左下にあるように821万2,000tと、これが生産量ベースになっている。

皆さん、お手元にお持ちでないかもしれませんが、一方、前回の「最近の畜産物価格等をめぐる情勢について」ということで資料5では、その中で17年度と18年度。17年度は例えば、九州では生産抑制の地域の酪農協の人たちの努力がされていて、そして平成18年度も、集落は計画生産を減産型にするということをおっしゃられる。それは確実に実行されると思うんですね。

そうしますと、このLの最終的な値の中、つまり 821 万 2,000 t に対して、その皆さんの努力を定量的に評価するのは大変難しいかと思うんですが、それがどのように織り込まれているか。それがあるいは、この要素の中の要調整数量になるかどうか、そこら辺、とっても大切なことだと思いますので、お聞かせ願えればと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

それでは中山委員、伊藤委員、萬野委員の順番でお願いいたします。

○中山委員 簡単に 1 点だけ質問します。牛の限度数量以上の乳量は、3 月末でどのくらい予測されておるのか。

○生源寺部会長 今年ですか。

○中山委員 今年。私が知りたいのは、203 万 t というのは今年の実績からすれば、どのくらい加工向けの乳量において差があるのか。205 万 t の 203 万 t ではなくて、今年実際発生しておる加工向けの量から 203 万 t というのは、どのくらいかを知りたいために、今年の見込みを教えてくださいたいんです。

○生源寺部会長 それでは伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 資料 5 の 15 ページですが、今回の審議に直接関係ないかもしれないんですが、17 年度の見込み及び 18 年度の推定で期末在庫が乳製品であるんですけど、これについて、生産調整をするということについては大変理解できたんですが、ある在庫はどうなっちゃうのか。この在庫処理とか、あるいはこれの行き先、要するにこれからつくるものではなくて、できてしまったものについてどうなっているのかというのを教えてくださいたいと思います。

○生源寺部会長 よろしいですね。

それでは萬野委員、どうぞ。

○萬野委員 資料 7 の経営安定対策の下の部分の肉用牛肥育経営安定対策事業の、先ほど御説明で、19 年度以降の変更を想定されているということですが、現行のこの事業は、一度牛をこの事業の対象にしますと、所有者、管理者が変わっても、要は変わらないという制度になっています。

例えば昨今、よくあるんですが、高齢化してリタイアされるといったケースの場合、その牛を第三者なり、次の担い手の方に渡す場合、この事業の対象にならないという現状、そういう制度になっているらしいんです。

そういうふうな、今、環境がかなり多様化していますので、19年度以降はそういったことにも対応いただくようなことも検討をお願いしたいと。

多分私の想像ですが、なかなか個体を管理するのは難しいという状況が想定されたと思うんですが、今現行トレーサビリティ法で個体識別番号で、すべて管理者と牛がひもづきになっていますので、今現行では管理が可能かなと思えますので、その辺の検討もお願いしたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、この段階で幾つか質問もございましたので、役所の方からお願いいたします。

それでは、牧元課長。

○牧元食肉鶏卵課長 寺内委員から、食肉の流通についていろいろとお話があったところでございます。特に食肉の流通業界、非常に厳しい状況にあるというお話を承ったところでございます。

これにつきましては私どもも実態を踏まえまして、必要な対応をしていく必要があるんじゃないかと思っているところでございます。

特に御指摘のあった中で、一つにはピッシングの対応。これにつきましてはピッシングの中止に向けて、今いろいろと屠場等で取り組みがされているところでございますけれども、農水省といたしましても、食肉センターにおきますピッシングの中止に必要ないろいろな施設整備でございまして、農水省としてできる範囲内の、いろいろな支援措置を講じていきたいと思っているところであります。

それから、脊柱についても非常にコストがかさんで大変だというお話があったところでございますが、これにつきましても脊柱の適正管理をきちんとやるということは非常に求められていると考えておりますので、我が国において脊柱の適正管理を現場においてきちりやっていただくことを促進するための取り組みについては、必要な支援を行っていきたいと考えているところであります。

それから、肉骨粉についても御指摘があったところでございますけれども、肉骨粉につきましてもいろいろな現場で取り組みが行われているところでございますが、特に私どもも非常に問題意識を持っておりますのは、現在、豚については一時は使用が禁止されたわけでございますが、その後の安全性の評価によりまして、肥料用でございまして、あるいは牛を除く飼料用については現在利用ができるわけでございますが、牛と混ざってしまうと使用できないということがございますので、ここは牛のものと豚のものをきちんと

分別をして、利用できるものは利用していく。それによって結果的には、肉骨粉の全体の償却費用なりの縮減につなげていくということが、とりあえずは重要なのかなと思っております。

牛の肉骨粉についても今、委員から御指摘がありましたように、安全性の評価なりというのは、確かに課題というふうには認識しておりまして、現在一部、蒸製肉骨粉については肥料用の利用が認められているということもございますけれども、当面の課題としましてはやはり豚ときちんと分別して、利用できるものを利用していくことが重要なのかなと考えております。

○生源寺部会長 それでは、牛乳乳製品課長からありますか。

○志田牛乳乳製品課長 何人かの委員の方々から御質問いただきましたので、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず最初に、近藤委員からの御質問でございます。その他乳製品の需要の動向がどうあるのかということでございますが、資料5の14ページ、15ページをお開きいただきたいと思っております。時間の関係もございまして、生乳需給表の詳しい説明を省かせていただいたのでございますが、15ページの右から2つ目の消費というところがございまして、こちらを見ていただいた方がいいかと思っておりますが、17年度の見込みで消費の伸びが6.2%、それから18年度でも4.2%の伸びを見込んでおるところでございまして、私ども政策的にも、この分野においては需要の伸びが期待できると考えておるところでございまして、それらへの支援策等を行っておるところでございます。

それからお二人目、阿部委員からは、生乳の生産量の見込みについて、生産者団体が取組んでおられます計画生産を織り込んでいるのかという御質問があったわけでございます。私どもの生産の見込みは、まさに自然体でいった場合どうなるのかということを推計いたしておるものでございます。

委員の御発言の中にありましたが、この中で14ページの下から3つ目に要調整数量（生産）ということで9万tというのが出ておりますが、ここがほぼ計画生産ということで、減産に取り組む部分がここに対応するというところでございます。

それから3人目の中山委員から、今年度におきまして特定乳製品向けの生乳生産量が限度数量を幾らオーバーする見込みかということでございますが、これは日本酪農乳業協会の方で見通しております予測が出ておるわけでございますが、それによりますとおおむね14万程度、限度数量をオーバーして、現在205でございますので、219万t程度に達する

のではないかと見られておるところでございます。

それから最後でございますが伊藤委員から、期末在庫が15ページの表に載っておるわけでございますが、これがどうなるのかという話でございます。バター、脱脂粉乳につきましては、いずれも大体品質保持期間として1年半ぐらいあるわけでございます、それを順次回転して、古いものから使っていつておるとというのが実情ではないかと思えます。

またそれから特に脱脂粉乳におきましては、今在庫水準が大変高くなってございますので、16年度から2年続けまして生産者団体、それから乳業メーカーが協力をいたしまして、在庫処理にかかる分については安い価格で脱脂粉乳を供給すると。安い価格で脱脂粉乳を供給するもとなる生乳についても、生産者団体が安く供給することによりまして、一部輸入されております輸入調製品というのがあるんですが、今でも、かつてからでもございますが、乳成分が30%未満の調製品、これは例えば砂糖と脱脂粉乳を混ぜたものについては自由化されておまして、お菓子屋さんというところで実際の実需があるわけでございますが、そういうものを国産の脱脂粉乳に置きかえていくという対策に取り組んでおります。

それで、この2年間の実績でございますが、脱脂粉乳につきましては2年間で大体1万tの在庫の削減が図られる見通しとなっております。

以上でございます。

○生源寺部会長 それでは畜産企画課長、どうぞ。

○清家畜産企画課長 萬野委員からの肥育経営安定対策の運用の問題かと思えます。いわゆるマル繁について、基本的には3年を一区切りにして基本的な契約を結ぶといったこと。また、生産者の頭数規模をどうするかという、具体的なことを取り決めて進めるものがございます。

ある意味では、途中で加入されるようなケースの場合というようなことにもなるのかなとも思いますが、この辺はまた少し具体的にいろいろとまた御指導いただきながら、運用として改善すべきものは改善をしていきたいと考えております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかいかがでございますでしょうか。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 ただいまの経営安定対策との関連かなと思うんですが、今年は補給金が全部発動をしなくて済んで、生産者にとってはまことに喜ばしいときだったんじゃないかなと

思ったら、取材してみますと決してそうではなくて、子牛の高値というのが全体に不安感を呼んでいる。繁殖農家の方もいつまでもこういう時代が続くとは読んでいないと見えて、主として高齢化が背景にあると思うんですが、これを機会に廃業したいと。

逆に肥育農家の方は、子牛の高値で導入をためらっていると。それはアメリカ不安というのがあると思うんだけど。

我々消費者にとっては今、大変牛肉が高くて困っているんだけど、生産基盤が大変揺らいでいるのが気になるところでして、そこに経営安定対策というのを御説明いただいているんですが、なかなか具体的なところが、まだイメージできない段階だろうと思うんですが、何か本当に具体的な生産基盤をきっちり整えていくという対策が、今こそ必要なんじゃないかと思うんですが、それについての行政側のお考えをお聞かせいただきたい。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

富士委員、どうぞ。

○富士委員 資料7の畜産の経営安定対策の対象者の件でございますが、清家課長から説明がありましたわけですが、肥育牛と養豚経営の認定農業者の現在の割合は3割、4割程度でございまして半分を切っていますので、そういう中で認定農業者が基本という中で、こういう特認の仕組みを入れてもらっているわけですが、それぞれ畜産、肥育牛、養豚といっても、地域によって南北さまざまな実態がございます。そういう地域の実態を十分踏まえていただきたいと。

一方では、ある県とある県で不公平にならないような要件の設定ということで、国が一種のガイドラインのようなものを示して、適切に進めていっていただきたい。具体的な内容についてはまだ時間がありますから、詳細、よくよく詰めていっていただければと思います。

それから、マル緊のところの地域肉豚の19年以降の経営安定対策の中身ですが、これについては新しい契約期間に入るわけですが、それは今後WTOの交渉いかんでありますので、WTOがもし決着すれば、そういうことも十分踏まえた内容の検討ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。

少し長くなるようであれば、午後ということでももちろん結構でございますけれども、

どうでしょうか。

○神田委員 長くないです。

○生源寺部会長 そうですか。それでは神田委員、どうぞ。

○神田委員 よろしいですか。話が私にはとても難しく、もしかしたら非常に外れていることを質問するかもしれませんが、一番最初に御説明のときに不足払い制度から、平成13年から変更してきて今に至る。5年ぐらいたっているということですかね。

そういった中で、IとかPという数字の計算式ですね、非常に細かい項目があって、こういうもので計算をしてきていると。こういう計算の仕方については、きっと科学的に研究して、この算式がいいというふうに出てきたんだろうと思うんですが、平成13年前のことと変更してきて、こういった計算式でやってきて、以前の改善点が改善されたのかという、基本的なところをお聞きしたかったんですね。

まず説明が、最初から計算の仕方、ここに当てはめるとという形でずっと御説明があったので、私のような素人だとその辺がちょっと気になったところです。

ですから、そういった制度は変えてやってきてよかったのかどうかということですね。よかったから、今回もこの計算式でという提案だと思いますけれども、そういうことが1つです。

それから乳にしても豚、牛のところで、基準期間が3年、5年、7年というのがありました。5年については御説明がありまして、過去の上下変動があると。そのサイクルみたいなのが5年だという説明だったかと思いますが、牛肉の7年というのが、ちょうどBSEが発生した年ぐらいからか、もっと前ですかね。その辺がかぶってくる7年になるんじゃないかと思うんですが、そういった非常に変動が激しいときが含まれていて、その辺はどのように考慮しているのかなという素朴な感じを持ちました。

それからもう1つ、ここも外れているかと思うんですが、こういった形で安定供給ということで、こういった対策は非常にわかるんですけども、こういった価格の対策だとか、いわゆる消費者が買う価格に、牛肉で言えば非常に高いなというのがほかの委員さんからも出ましたが、私たちが買う価格にどう影響するのか、しないのか。高値安定というのも私たちは困るわけで、その辺との関係が見えないものですから。

基本的な質問で申しわけないんですが、後でも結構ですけれどもお願いいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは、午前中の委員の皆様からの御発言は、今の神田委員の御発言で終了させてい

ただきまして、今のお三方の御発言、あるいは御質問につきまして、役所の方からお願いいたします。

姫田さん、お願いします。

○姫田畜産振興課長 畜産振興課長でございます。

今の増田委員のお話、それから寺内委員とか神田委員も牛肉が高いとか、あるいは生産体制を整備しないといけないという話、そして増田委員からも、素畜価格が高くて導入を控えざるを得ないというお話がございました。

そのため、生産基盤が揺らいでいるんじゃないかということ。そして、生産基盤をどう整えていくんだということでございます。

私ども、まず従来スタイルのものということであれば、飼料生産基盤をしっかりつくっていかないといけないということ。そしてその中で、いわゆる草地改良整備とかをやっていくということ。そして耕畜連携、いわゆる転作田が相当程度あるわけなので、その中で飼料が増産できないかということ。

そしてもう1つは、いわゆる生産性を高めるための養豚とかの改良。そして肉用牛も、消費者のニーズに合ったような改良を進めているということ、従来からやってきているところでございます。

ただ、それだけ営々とやってきているわけですが、なかなか効果が十分あらわれないということもございます。

その中で私ども、最近で言いますとどういうことをやっていこうかということで、相当程度の転作田が耕作放棄されつつあるということ。今、我が国でカウントされている耕作放棄地が38万haでございます。これをどう活用していくかということ。

どうも今までの繁殖の担い手だけでは、増頭とかには結びつかないんじゃないかということがございます。今まではやめられた方がやめるよりも、規模拡大の方が追いつかないという状況になっていると考えております。

そういう中で、耕作放棄田を簡単に囲って、あるいは水田をソーラー電牧なんかで囲って、そこへ水田放牧、あるいは耕作放棄田での放牧をできないかと。

現実に、山口を中心に全国に広がっております。これは増田委員も一緒にごらんいただいたと思います。そういう中で現実に、例えば富山なんかでは畜産農家じゃなくて、今まで牛を飼ったことのない方々が、そういう耕作放棄田に牛を入れてみようじゃないかということ、をされております。

一方で、ただ高い和牛のおなかで子供をつくっても、なかなか増頭につながらないんじゃないだろうかということがございます。その意味では、一方で酪農の生産が過剰になってきておるわけなので、乳牛のおなかに乳牛をどんどん入れるという状況ではないと考えております。

その一部を仮腹ということで、受精卵移植を使った増産をしていくべきだろうと考えております。その中で肉用牛の増産の担い手として、今申し上げた水田農家、耕種農家、あるいは酪農家の方々にも、これからの酪農の所得を拡大するために、増産で所得を拡大することはなかなか難しゅうございます。酪農家の方々が所得を拡大することになれば、いわゆる経営内での所得ということ。今まで粗飼料を買っていたものを、自給飼料にさせていただくということ。あるいは、一部は濃厚飼料の部分まで入って、ホールクロップというとはよく稲のホールクロップと言われますけど、基本的な話だけど、トウモロコシのホールクロップサイレージを使わせていただくということがございます。

そんなことをやっていただくだけじゃなくて、さらに酪農家の方々が和牛の繁殖牛を飼っていただいて、所得の拡大をしていただくと。そんなことができるのではないかと考えております。

そういうようなさまざまな対策を、どれが最終的な決定打ということではないと思っておりますが、さまざまな対策をしっかり打っていくということと、もう1つは先ほど申し上げた経営安定対策で、全体の生産者の皆さん方の不安感を除いていくことが重要であろうと考えている次第でございます。

○生源寺部会長 牛乳乳製品課長、まだありますね。

○志田牛乳乳製品課長 神田委員から1点御質問いただいたところでございます。素人というような御謙遜の言葉がありましたけども、政策の根本にかかわる極めて重要な御質問だったのではないかと考えております。

簡単に、従前の不足払い制度がどういうものであったかというところから、御説明をさせていただきますと思います。

今現在、肉でも上位価格、下位価格ということで価格の安定が図られておるわけでございますけども、乳製品、特にバター、脱脂粉乳の主要な乳製品については、今の肉よりもっと厳しくて、安定指標価格ということで、ほとんど一本のラインに市場価格が落ちつくようにということをねらっておったところでございます。

そういうことをやりますと、安定指標価格から、今度乳業メーカーさんの製造販売経費

を差し引きますと、おのずと乳業メーカーが酪農の生産者に払える乳代が出てまいります。支払い可能乳代と言っておりましたけども、これが基準取引価格ということで、乳業メーカーに対しては、この価格より安い価格で乳を買ってはいけないという縛りを設けておりました。

一方で、生産費を積み上げることによりまして加工原料乳地域、はっきり申し上げますと北海道でございますが、ここでの生乳の再生産を確保する価格ということで、保証価格を設けておりました。これは絶対水準といたしまして、メーカーの支払い可能乳代である基準取引価格よりも、再生産を確保する保証価格の方が高うございましたので、この間は不足払いということで、国から政策的に応援をしておったという仕組みをとっておったところでございます。

この見直しの経緯になりましたのは、もう 12 年ぐらい前になりますが WTO ができまして、昔ガットのウルグアイラウンドの交渉で、国内市場を AMS という手法を使って、6 年間で 22% 引き下げなさいということが決まったわけでございます。これはすべての政策ではなくて、市場に影響を与えるような政策については削減しろということが決まったわけでございます。

私、冒頭申し上げました、安定指標価格に市場価格を誘導するというのは、国際価格より低ければいいんですが、国際価格よりはるかに高い価格で国内の市場価格を安定させようとしたということで、その分について大変な国内支持を行っておると。ここを大幅に削減する必要があるということがございましたので、制度の大きな見直しを行いまして、この市場価格というのはあくまでマーケットに任せましょうと。ただ、単純にマーケットに任せただけでは、加工原料乳地域におけます生乳の再生産は確保できませんので、不足払い制度のもとでの最後の年、平成 12 年度の補給金単価、これは 10 円 30 銭でございますが、これをベースにいたしまして、それ以降は生産費の変動率で見えていって、ゲタと総称しておりますけれども、酪農家の再生産を確保するための補給金を払っていこうという制度に変えております。

したがいまして現在は、乳製品の価格、それからメーカーさんから酪農の生産者の方に支払われる乳代を幾らにするかというのは、これはまさにすべてマーケットに任せおまして、政策的には関与をしていないと。そういう制度に変えたところでございます。

○牧元食肉鶏卵課長 神田委員からの御質問の中で、豚肉 5 年、牛肉 7 年という基準期間のことでございますが、ちょっと説明が不足しておりまして恐縮でございます。牛肉 7 年

も豚肉の5年と同じでございます。価格の上下の大きな波が、大体7年の周期で来るということでございます。

ただ、御留意いただきたいのは、豚肉の5年にしても牛肉の7年にしても、過去の長い間の経験則から、豚であれば5年で大きく上下をする、牛肉であれば7年で大きく上下をするという経験則からとった基準期間でございまして、直近の7年がどうか、直近の5年がどうかということによって決まっているものではないということでございます。

それから安定価格帯の制度が、消費者の実際の価格にどう影響するのかということでございますが、これは安定価格帯でどういう措置が予定されているのかということからちょっと御説明をさせていただきますと、例えば安定価格帯を超えて価格が急激に下がったような場合、例えば日本でBSEが発生したときには、牛肉の値段は物凄く落ちたわけですね。

こういうときには措置として調整保管ということで、言ってみれば一定の牛肉を市場から供給を絞ることによって、価格の回復を期待するという措置がとられるわけでありまして、

逆にもし、仮に非常に高くなったようなときには、機構が逆に市場に牛肉を放出し、供給量を増やすことによって価格を冷ますということが、措置としてはできることになっているわけでありまして、こういう措置がとられれば、消費者の価格にもそれなりの影響があるわけでございます。

ただ御留意いただきたいのは、この安定価格帯の制度というものは、こういう安定価格帯の中に価格がおさまっていれば、農家が安心して再生産が可能になるということでありまして、それはひいては消費者の利益にもなるという発想でつくられている制度でございます。

以上でございます。

○生源寺部会長 志田課長、どうぞ。

○志田牛乳乳製品課長 申しわけございません。先ほど、神田委員の御質問に対する答えで、ちょっと言い忘れた点がございます。制度を変えたことによって、どういう点が変わったのかということでございます。その結果がどうだったのかという御質問もあったかと思いますが。

平成13年度から今年5年目ということございまして、この段階で軽々に申し上げることはできないのでございますが、1つ変わりましたのは、先ほど申し上げましたように、生産者と乳業メーカーの取引の乳代が交渉で決められるようになったということで、生産

者の側に、その時々需給状況が比較的伝わりやすくなったのではないかなと考えておるところでございます。

酪農生産に与える影響に関しましてはこれまでのところ、制度の変更によって特段支障が出ておるといようなことは聞いていないところでございます。

○姫田畜産振興課長 神田委員の話を補足しておきますと、例えば資料6-3の3ページを見ていただいたらわかりやすいかと思うんですけども、実際値と修正値というのをに入れてございます。

それで肉牛の農家販売価格のところ、神田委員の御指摘のとおり、13年11月ぐらいから6月ぐらいまで大幅に価格が落ちておりますが、こういうとき異常値を排除するという考え方をしておりますので、ここに例えば11月に278と入っておりますが、それを316へ、それぞれの置きかえでございます。

そのときの右の注のところに細かく書いてあるんですけども、「肉牛農家販売価格は、枝肉卸売価格が安定基準価格を下回った場合において農家販売価格が安定基準価格に見合う農家販売価格を下回る月及び安定上位価格を上回った場合において農家販売価格が安定上位価格に見合う農家販売価格を上回る月については、当該月の農家販売価格をそれぞれ安定基準価格及び安定上位価格に見合う農家販売価格に置き換えた。」ということで、それぞれ枝肉卸売価格との参考値での関係で、これに見合う価格に戻しているということでございます。ですから、そういう影響を排除しているということでございます。これも豚肉も同じでございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

富士委員の御発言につきましては、今後の検討課題として受けとめるということで、富士委員、よろしいですか。

冒頭申し上げました12時10分を少し過ぎておりますので、ここで午前中の議論については一たん打ち切りたいと思います。昼食後、1時30分から再開いたしたいと思います。

なお、冒頭申し上げましたけれども、団体の皆様から委員の方に要請を申し上げたいということでございます。恐縮でございますけれども、差し支えのある方はもちろんやむを得ませんが、1階の第3、第4会議室にお移りいただきたいと思っております。なお、所要時間は30分程度でございます。よろしく願いいたします。

それでは、一たん休憩にさせていただきます。

午後0時22分休憩

午後 1 時 30 分再開

○生源寺部会長 それではお約束の時間がまいりましたので、部会を再開いたしたいと思
います。

引き続き、委員の皆様から遠慮のないところを御発言いただきたいと思
います。なお、再三申し上げておりますけれども、3 時 50 分ぐらいをめどに質問、あるいは意見をいた
だく時間を終了いたしまして、その後で委員の皆様から諮問に対する賛否を表明していただ
く、こういう形でまいりたいと思
います。午前中に御発言された方がもう一度ということ
でも結構でございます。

それでは内藤委員、それから向井委員、その次、堀江委員でお願いいたします。

○内藤委員 それでは質問ということではなくて、私なりの意見を述べさせていただ
きたいと思
います。

第 1 点は、きょうのお昼の陳情の中にもありましたが、現在、国が挙げて努力をしてお
ります WTO の農業交渉についてです。我が国の主張を反映して、柔軟性があり、かつ輸
出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールというものは、ぜひともその交渉の中で確保
していただくことが大事ではないか。これが我が国の農業なり畜産の基本を、いわば安定
に持っていく大事な点ではないかと思
います。

そういう意味で、これがどちらに動くかによって、我が国の畜産に大きな影響を与える
のではないかと思
いますので、この農業交渉について、ひとつよろしくお願
いしたいとい
うのが私の考えであります。

第 2 点目は、私ども消費者という立場に立ちましても、国民の食に対する安全・安心を
第一に考えますと、現在の輸入牛肉の安全性については遺漏ないよう
に対応を願
いたいと思
います。

やはり、こういうものが繰り返し行われますと、牛肉消費に対する消費者の消費意欲減
退につながっていくのではないか。これはとりもなおさず、肉用牛生産を初めとする我が
国の肉牛産業にとって非常に重要な影響を与えていくというふう
に思
いまして、こういう
ことが繰り返されないように、牛肉に対する国民の安全・安心に対する認識がさらに高ま
るような対応策をお願
いしたい。

それから、これは生産現場での話でございますが、先ほどからも話ございましたが、先般いただきました畜産の動向のデータを見ましても、平成9年と平成17年の農家戸数の比率を見ますと、大体、たしか年率5%前後の減少で、平成9年に比べますと63%、いわゆる37%減少になっている。これは計算の話ですが、年率5%ぐらいずつ減っていきまると、大変急速な減少につながっていくというふうに思います。

それから同時に、先般いただいたデータを見ますと、繁殖雌牛の10頭以上の戸数、あるいは頭数シェアが15年までは伸びていたんですね。拡大していた。しかし16年以降、これが減少なり横ばいになってきている。

こういうことから考えますと、やはり労働力の高齢化等による繁殖農家の廃業が進んでいると言わざるを得ない。このまま放置しておくことは、子牛の安定供給に大きな問題が残ってくるんじゃないか。そういう意味で、やはり繁殖産地の担い手対策がどうしても必要になってくるんじゃないかならうかと思っております。

それから同時に、肉牛に関連するんですが、肉用牛の肥育経営安定対策事業、先ほど御説明にありましたとおり、やはり基本は認定農家、あるいはやる気のある農家、あるいは地域での欠かせない担い手となり得るであろう農家、こういう方々を対象にしていくべきだと思います。

そのやる気があるかどうか、あるいは今後の地域の振興にかかざるべきものであるかどうかのいろんな判定につきましては、それぞれ地域の諸条件があらうと思しますので、これを考慮することは当然だと思いますが、先ほどお話しした繁殖農家の現状、あるいはこれにつながる肥育農家の現状をよく判断し、諸対策をお願いしたいと考えております。

それに関係して、これは肉用牛だけではないんですけれども、畜産は他の作物と違いまして、戦後、言ってみれば短い期間のうちに、生産者を中心にした努力によって、しっかりとした生産基盤といいましょうか、構造改革が行われてきたわけでありまして。しかし現状を見ますと、国際化の中で、より競争力の高い生産構造の確立が求められている。

そのためにも、いわゆる食料・農業・農村法で定められている対象者をしっかりと決めて、その対象者に対してしっかりと支援をするということをやっていく必要があると思えます。そのためにも認定農業者の増加を図る、それから同時に、やはり新規就農の促進を極めて具体的に、なお早急に促進対策をとる必要があるのではないかと思います。

それから同時に、畜産の場合はほかの作物と違いまして、女性の労働が非常に重要な地位を占めております。そういう意味では、女性が活躍しやすい環境の整備等々含めて、担

い手の育成・確保につながる施策をとっていただきたいと考えております。

あと3点ほどお話をさせていただきたいんですが、畜産経営というのは非常に生産のスペンが長い。そして経済の変動を受けやすい等々、他作物と違った産業であります。そういうことから考えましても、経営に対する支援・指導事業はますます重要になってくるであろう。生産技術、並びに経営管理技術にかかわる支援・指導体制の強化をさらに進めていくことによって、認定農家等を含む担い手農家の拡充につながっていくのではなかろうかというふうに思います。

それからその次は、大家畜経営にあつて、自給飼料に依拠した経営に対しては、国の施策に合ったものということで、よりしっかりした対策を続けていってほしいなど。特に中山間地へ行きますと、地域資源の活用のみならず、国土の守り手という性格が非常に強いと私は思います。そういう意味では必要な政策をとっていく。

最後ですが、現在の畜産経営を私なりに見ますと、生産資材、コスト削減、これも大事でございますが、やはり生産現場における衛生問題です。特に中小家畜においては、一たび病気が入りますと、経営に大変な影響を与えるわけでありまして。そういう意味で、海外の悪性伝染病の侵入防止対策の徹底、国内における家畜伝染病の発生予防、蔓延防止、これらの取り組みこそが畜産経営の所得の安定につながっていくのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたい。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは向井委員、お願いいたします。

○向井委員 午前中にも何名かの委員の先生方から御意見があつたんですけれども、現在の肉用牛の子牛価格の高さ、高騰に対して、肥育農家は経営上かなり大きな打撃をこうむっている。

あるいは消費者サイドからすると、我が国の国産牛肉の高値安定に対する若干の懸念があるということで、その対応策としては、既に姫田課長から話がありましたけれども、肉用牛の生産効率をどう高めていくかということ。これは単に肉用牛だけじゃなくて、我が国の牛にかかわるものすべてが関与するわけです。

まず第一に、いわゆる乳牛の借腹という考え方ですが、現在の受精卵移植の成功率というのは30~40%ぐらいと、いわゆる人工授精に比べると、まだ低い。やはりこれはコストのかかる技術でありますから、そこをところを少し改善されるような努力がなければ、必

ずしも効率化につながっていかないだろうと思います。

それと同時に、確かに乳牛の方の生乳は余剰なわけですが、一方でこれは乳牛関係者のこれまで長い間の育種改良の成果があるという側面を忘れると、いわゆる生産者の方々の意欲が今後停滞するんじゃないかということ懸念いたします。

それともう1点、いわゆる耕作放棄地への肉用牛の放牧という話がありましたけれども、特に中山間地への放牧ということでもあります。これはやはりそれぞれの地域によって、さまざまな問題がございます。一番大きいのは入会権の問題とか、放牧権の問題とか、あるいはさらに言うと寄生虫対策でありますとか、繁殖性をどう確保するのか。

これは意外と難しい話でありまして、現在、和牛の場合は95%ぐらいが人工授精であります。これを放牧に出すということは、今度は別途の管理体系が必要になってきます。現在、ほとんど認められておりませんが、いわゆる自然交配等のシステム、あるいはそれぞれの地域に合ったきめ細かいマニュアルが、当然必要になってくるんだろうというふうに思います。

それと純粋な和牛関係、肉用牛関係でも、いわゆる増頭ということで、繁殖性の改善・改良が必要なわけですが、現在、繁殖性にかかわる人工授精率は、大体60%と言われております。初回種つけ、これはやはり70~80という形の技術的な改善が必要。人工授精というのは、かなり古くて新しい技術と言ってもいいかもしれませんが、効率的な側面から見ると、ちょっと停滞しているのではないかと。日常的なベースになる技術の再度見直しも必要でしょうし、その上に立っての受精卵移植の効率改善ということが必要だろうと思います。

一方、飼料の自給率等を考えますと、肥育関係の効率化ということも重要じゃなかろうかなと思っております。現在、我が国の肉用牛の肥育期間は30カ月と、世界的にも類例を見ない長さなんですけれども、一つは肉質といいますか、特に脂肪交雑というものを求めての結果、あるいは子牛価格が高いということで付加価値をつけようという側面だろうと思うんですけれども、これを肥育技術の改良、あるいは育種手法によって早期に同等な能力を出せるような素牛を安定的につくっていくというような努力が今後必要だろうと思います。

それと最近、消費者の方々のアンケートを見ると、適度な脂肪、おいしい牛肉ということをよくおっしゃっていて、必ずしも脂肪を中心に希望されているということではないようでありまして、そのところに若干、生産者と消費者の間のずれが生じているのではな

かろうか。つまり安心という意味でも、生産者と消費者の距離がもう少し近くなるような方策をとっていただきたいと思っております。以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 養豚生産者として、2つほど意見を述べさせていただきたいと思えます。

皆さん、御存じのとおり、今、WTO交渉、あるいはFTA交渉という国際化が一層の進展が予想されている中、国産豚肉の安定供給のために生産者も一生懸命取り組んでいるところでございます。

私自身も、みずから生産した豚肉を即売所で販売に取り組んでいるところであり、消費者との交流を深めながらも、これまで以上にお客様の需要に対応していく商品をつくっていきたいと思っております。それとまた、高品質の豚肉を低コストで生産できるように励んでいるところでもあります。

そしてまた私は、長年、種豚の改良にも携わってき、消費者の嗜好に合った我が国の種豚というものを生み出す育種改良の大切さを痛感しているところでありまして、地域の生産集団も、周りの養豚仲間と一体になって、さらなる生産コストの引き下げに取り組むとともに、地域に誇る高品質豚肉の銘柄化等にも積極的に取り組んでいるところであります。

これからも、国産のおいしい豚肉ということで需要があると考えているわけでございまして、私たちのような意欲のある生産者が全国にも広がりつつあります。そういうことから、行政サイドからも、高品質、また低コストの豚肉をつくるための支援をお願いしたいと思えます。

もう1点でございますけれども、先ほどほかの委員からも出ましたように、衛生対策でございます。今、新聞等でも連日のように報道されておりますBSE問題、あるいは鳥インフルエンザ問題と、畜産商品の安全性にかかわる問題について、非常にメディアの中でも取り扱われることが多いわけでございます。

私ども養豚の分野でも、生産段階ではこれまでも衛生的な手法管理に努めて、さらに消費者との交流も深め、安全が確保され、また消費者の安心・信頼が得られるように努めているところでありますが、国産畜産物の安全・安心の確保は、やはり畜産振興上の不可欠な問題ではないかと思っております。生産から流通、各段階での衛生・品質管理、あるいはトレーサビリティシステムということ、行政サイドからも引き続き支援をお願いしたいと思えます。

また近年、畜産は、牛もそうですけれども、養豚も規模が拡大してまいりました。伝染病の発生時には、被害も大型化することになります。最近では平成12年の口蹄疫、13年のBSE、15年の鳥インフルエンザと、国内では数十年ぶり、あるいは初めてという伝染病が発生しているわけであります。

我が国の周辺では現在でも口蹄疫の発生やBSE、インフルエンザという人に感染する伝染病についてはもちろん、家畜伝染病も生息をしていない状態にあるわけであります。海外に渡航する方々も多いし、また日本に入ってくる海外の方、物流も多いわけですので、海外からの侵入防止にも万全を期していただくとともに、また万一発生した場合の防止策、正常化、速やかに防疫対策の推進を図っていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。もし、御都合で早目に御退席になる方で御発言ということがあれば先にとと思いますが。

それでは近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 ありがとうございます。万やむを得ない所用で、間もなく失礼させていただきますので。

まず先に、今回の審議につきましては、現在、御提言いただいて、またお話の進められている方向で賛意を示しておきたいと思っておりますので、部課長よろしく願いいたします。

あと私、申し上げておきたいことは2つほどございまして、一つは努力する生産者が正しく報われるような施策ということです。公平というのは、時に不公平が裏表になってきますので、公平ということではなくて、公正で透明な施策がなされることを生産者の方も消費者も求めていると思えます。

それからもう一つ、ずっと話をしてきましたが、消費の拡大が何よりも重大な課題であると認識しているんです。消費者のニーズ、消費者が何を考えているかということ、私、この30年間、そういう仕事を企業でしてまいりましたが、消費者の考えているものというのは、決してマーケティングとかマスコミがつくり上げるものではなくて、一見、そのように見えても、やはり消費者というのは非常に芯が通った強い意思を持って物事を選択しているというのが最終的にあるわけです。

よく会社でも議論いたしますのは、企業の常識は消費者の非常識である。企業の商品開発は消費者にとって不便である。企業の出すアイデアは消費者にとっては陳腐である、と

ということがしばしば言われてきておりますし、長年の私どもの反省でもございます。ぜひ生産者の方が求めていることが消費者に正しく伝わり、消費者の求めているものが生産者に正しく伝わるような形で、この施策をとって進めていただければとお願い申し上げたいと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、そういう御事情の方おられますでしょうか。なければ通常の御発言に戻るといことで、それでは加藤委員、今委員、それから増田委員、松木委員、まず4人の方にお願いしたいと思います。

○加藤委員 それでは私の方から、3点ほど意見を言わせていただきたいと思います。

最初に、牛乳の消費拡大についてでございます。北海道として、自給飼料基盤に恵まれた生産ということで、私どもも自給飼料に根差した生産だとか、農場版のHACCPといったものを推進して、安心・安全でおいしい生乳の生産を推進していこう。あるいは北海道独自に認証制度というのをやっけていまして、非常にクオリティの高いチーズだとかアイスクリームといった乳製品づくりを進めておりますし、また農業団体も消費拡大に努めておりますけれども、こうした産地の取り組みだけでは消費拡大は非常に難しい面もございます。

今、御論議ありましたように、牛乳・乳製品の栄養性だとか機能性、そういったものを十分PRできるようなものを、全国的な段階で、各団体共同して効果的な消費拡大、あるいは需要拡大対策を推進していただきたいなと思っております。

それから担い手の問題でございます。今後の持続的な発展という意味では、担い手の育成・確保は非常に重要だと言われておりますけれども、現在、家族経営を中心に酪農・畜産、進められております中で、労働力不足、高齢化といった問題については、ヘルパーだとかコントラクターといった支援組織が大分できてきました。そういった支援組織が補う形で、今の家族経営、あるいは法人化も含めて、できるだけ残していくことが大事じゃないかなと思っております。

一方で北海道の酪農は、新規参入ということで、農外から毎年20戸ぐらいが参入しております。そういった方は非常に地域に活性化を与えて頑張っております。それにはリース農場といった制度があるんですけれども、最近は非常に多様化して、例えば女性1人で搾乳20頭ぐらいで参入するとか、あるいは小規模畑の放牧だけで酪農をやりたいとか、チーズをやりたいとか、バラエティに富んだ新規参入希望者がふえている。

今までの制度の中だけでは、なかなか規模的に難しい部分があるんですけども、そういった方々がこれからの酪農・畜産に活力を与える。地域の活性化の意味でも、そういった方々の参入を促進することが必要じゃないかなと考えておりまして、そういった就農の仕組みというの、今後、検討が必要じゃないかなと思っております。

最後に、アメリカ産牛肉の問題でございます。これまで国におかれましては、必要な対策をして、生産者も含めて、全頭検査だとかSRMの除去、飼養規制だとか個体識別といった形で、我が国の牛肉生産は消費者からの信頼を勝ち得てきているところでございます。

米国の問題につきましては、今、国において原因究明とか再発防止をしていただいているところでございますが、消費者の方、生産者も非常に不安を持っている。この点につきましては、今後とも消費者に対する牛肉の食の安全・安心の確保を大前提に、最大限の努力を国においてしていただきたいなということでございます。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは今委員、どうぞ。

○今委員 今、多くの酪農経営は、戦後三代目の若い人たちの担い手に移行する段階で、将来の日本の酪農を考えた場合、非常に重要な時期に差しかかっていると思うんです。

そんな中で最近の酪農経営は、フリーストール・ミルクパーラーなど、大型の経営に移行してきたり、また生産条件を生かした放牧経営などいろいろな形で、それぞれの経営スタイルの中での個性的な取り組みが出てきていると思っております。そんな中で、やはり若い後継者が意欲的に経営に取り組めるように、また地域の酪農の生産基盤が弱体化しないような施策をお願いしたいと思っております。

また酪農家は、独自で乳代の中から拠出しまして、消費拡大のキャンペーンを展開しているんですけども、「牛乳に相談だ」というキャンペーンを御存じの方、多分たくさんいらっしゃると思います。とにかく一生懸命キャンペーンをして、消費拡大に取り組むことで先が見えてくるということが当然ありまして、いい結果が出ているという話を聞きました。

まずは、少子・高齢化で牛乳の消費を伸ばすのは不可能だろうというあきらめムードの中で消費拡大を騒ぐのではなくて、それであっても消費を伸ばしている国もあるんだということも聞いていますので、そういうことを前提に、生産者も一体となってですけども、飲用牛乳の消費を伸ばす努力をしていただけたらいいと思います。

中央酪農会議などが主体になってやっているキャンペーンなどを見ますと、結果が出ています。今、やっぱり中高生の消費が一番低下しつつあるというところで、その人たち向けのキャンペーンなんです、「牛乳を好ましく感じるようになった」という意見と、「牛乳を飲みたいと思うようになった」をあわせると、80%を超える大変高い認知度が出てきた。また実際に「牛乳をもっと飲むようになった」という回答もあったということなんです。ですから、牛乳の消費は伸び悩むという意識ではなくて、伸ばすという意識で、お互いに全力投球していけたらいいなと思っています。

あとは全国の酪農家で、やはり消費拡大にもつながるんですが、酪農教育ファームの活動に取り組んでいます。最近では食育基本計画などもできまして、酪農教育ファームの活動も具体的に明記していただいたわけですが、この活動は生産現場を体験することによって、命の教育とか食の教育、そういうことにまで発展していくものですので、ぜひそれに対する支援などもお願いしたいと思っています。

この活動をすることによって、酪農家と消費者の信頼関係が強くなっていきますし、それが牛乳の消費拡大に大きく貢献すると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また学校の給食の現場で、牛乳を飲み残す子が30%ぐらいいるという話も聞いています。前回の会議のときに武見先生が、年を取ってから飲むよりは、若いうちにどんどんそういうものを取り込んでおいた方がいいんだよというお話をされていましたが、若い段階で骨密度検査をしたら、もう十分足りているから今は飲まなくてもいいんだというような思いになると、後にいって大変なんだよということが若い人に伝わらなければいけないと思うんです。そんな中で、学校の教育の現場で牛乳の大切さ、体にどれだけ牛乳がいいものだと伝える、消費拡大とあわせてそういうことも必要ではないかなと思っています。

あと教育ファームも、まだまだ取り組みたいという酪農家もふえていることですので、食育とか、そういうものと絡めて、そちらに対する支援の方もお願いできたらいいかなと思います。

それと昨年度のこの会のときに、増田先生が、女性をその他扱いするのはどうかと思うというような御意見を出されて、かなりいいところに女性の経営参画の部分が出てきて大変うれしく思ったんですが、中央畜産会の方で畜産女性のネットワークが立ち上げられました。

それもきっと去年の言葉の中から出てきて、そういうふうに取り組んでいただけた結果

かなと思っているんですが、とてもいい形でできているんです。やはり先ほど内藤先生がおっしゃったように、さらに女性の活躍する場、または経営に進んで参画できる環境の充実に努めていただきたいと思います。

あと、自給飼料生産の方の会議にもちょっとかかわらせていただいているんですが、自給飼料生産、自給率アップで一番大切なことは、畜産経営でしたら、牧草をつくって、トウモロコシをつくってという畑を使う自給飼料、作物に取り組むことがとても大切なことだと思っています。それをするためにも、コントラクターとか、そういう支援体制が動いてきていることは実感として感じていますが、さらなる充実をお願いしたいと思います。

ごく最近なんですが、ちょっと不安材料が一つあります。これだけ抑制生産の言葉が出ている中で、メガファームの動きがとても気になるんですね。関東は自然体でいくというようなあれが聞こえてきてはいるんですが、結局、栃木県というか、私たちのいる那須地域にメガファームが入ってくる形がどうも取られそうな雰囲気があります。

これだけ地域で地道に活動して、生産を上げてきた家族経営だったり、私たちみたいな一戸一法人の農家だったり、生産に対して脅かされるようなことが起きては困るなという思いが、つい最近しています。

メガファームといいますと、やっぱり資金力がありますので、この間の会議のときにも話が出ましたけれども、牛を買ってでも乳量をふやすということが幾らでもできる状態。まあ、それは多分これからはあり得ないと思っはいますが、ただそういう不安材料があるということ、ちょっと生産者の一人として伝えておきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは増田委員、どうぞ。

○増田委員 午前中言わせていただいたことについて、私は経営基盤についての不安を伺おうと思って質問させていただいたら、生産基盤の御説明をいただいたんです。それはそれで大変ためになる御説明だったんですが、その後、午後になってから、内藤委員と向井委員から、現在の経営不安に対して行政としてはどういうふうに対処しようとお考えなのかというような趣旨の御質問がありましたので、私の午前中の質問というのはそういう意味でもございました。

繁殖経営が高齢化でやめようとしている、肥育経営が子牛が高いからと導入をためらっているという現状の中で、消費者は高値の牛肉を前にして不安を抱いているということ

ございます。

私の質問と意見は2～3点ございまして、まず生クリームの消費拡大というのが、今年、去年のチーズに続いて出てまいりました。ちょっと私、生クリームの現物をここにそろえてみました。一言で言いますと、そんな簡単に消費が伸びるものではないというのが感想でございます。

国産生クリームがたくさん食卓にのぼるようになれば、日本の食生活、食文化ももっと豊かになるのではないかという仮説の紙をいただいているんですが、まず家庭では鮮度保持が非常に難しいということがあります。冷蔵庫に置いておいても、消費期限が比較的短いものです。毎日毎日シチューをつくるわけにはいきませんから、料理のレパートリーを相当勉強しなきゃならない。

価格も、これが生クリーム45%で388円です。これは298円。これが純植物性脂肪138円、ものすごく安いです。消費者は、こっちにならされちゃっていますから、何も3倍ぐらいもする生クリームを買おうとはしないだろうと思います。

表示が実に巧妙にできておまして、さっき松木委員と一緒にじろじろ見たんですが、よく見れば298円の方は、大豆由来乳化剤なんていう添加物が入っています。これは全く生クリームだけのようです。そういうふうに非常に表示を見てもわかりにくい。この状態で家庭の方が気安く生クリームをスーパーで買う状況をつくり出すのは、大変に難しいだろう。

私どもは、ラクトアイスじゃなくても、アイスクリームの状態で、いろんな加工をなされた生クリームを日常的に食べていると思うんですが、これも伺ってみると、かなり調製品の形で海外から入っているものが多く使われている。アイスクリームって、どうしてこんなに値段が違うものか。さっき言いましたラクトアイスじゃなくても、本物のアイスクリームでも小さいので100円というのがあります。一方、有名ブランドアイスクリームだと、かなり高いんですね。値段に動きがある。

そこに国産の、例えば北海道産の生クリームを使ったアイスクリームというのを、うまく商品開発とアピールの仕方で訴えていって、お菓子で伸ばすとかするのが一番好ましいんじゃないか。ぜいたく品だと思っている生クリームを、消費者にとって受け取りやすい商品の形で近寄らせていくというのが大事じゃないかと思っております。

義務表示というのは、これまた道も険しいというふうに伺っております。任意表示でいいですから、表示を適切にして、本物の生クリームを買いやすい値段で提供してほしい。

それから食品として、加工されたものでおいしいお菓子の状態で受け取りやすくしてほしい、というのが提案でございます。

それからもう一つ、前回、私、牛肉のことで、乳用種の牛肉は一体どこへ行ったんでしょうかと伺いましたけれども、このシールが手元でございます。乳用種牛肉のキャンペーン用につくられた国産若牛というものなんですけれども、このシール、どこへ行ったんでしょう。張った牛肉はどこにもありません。ここに行けばあるよと言われた量販店に、きのう行って見たんですけれども、ありませんでした。だから多分、本棚かなんかにシールをしまっちゃったんですかね。

一体、乳用種の牛肉というのは、4分の1の国産牛肉のシェアを占めていると言われていたんですが、今、消費者に届く牛肉は大変高い。その中で乳用種牛肉はどこにもない。国産牛（交雑種）というのがあります。乳用種というのはありません。

一方、交雑種肉というのは消費者にわかりにくい。親しい主婦に聞きましたら、これは遺伝子組みかえの種子の牧草を食べた牛肉なのかしらと言っています。そういうふうに、わからないんです。ですから、わかるような表示を次のステップとして考えたいと思います。

あいのこがいいとか、ハーフ・アンド・ハーフがいいんじゃないとか、いろんなことを言っている人もいますけれども、これはお願いでございます。

それから次に、えさのことで少し伺いたいんです。今、耕畜連携と言われておりますけれども、どうもなかなか耕畜連携は難しいらしくて、先日、近県の農村にお邪魔してお話しをする機会があったんですが、そこであるおばさんが——おばさんって、おばさんが言うんだからいいと思います——ああ、そうなんですか、稲わらってそういうふうに使えますか。うちの田んぼの稲わらは、農協へいけば薬を売っているんです。その薬をかけておけば早く腐って、かさが小さくなるんですと。

700万tはすき込みに使われて、45万tが燃やされているという稲わらのお話をしているときだったので、畜産と水田が共存している地帯でも、そういうふうに使っている耕種農家の生産者がいらっしゃるといことは、耕畜連携という言葉は飛び交っているだけで、実態はまだそんなところなんだと。どこかにいけば、そういう稲わらを腐らせる薬があるんですかね。

稲わらネットワークとか、いろいろな取り組みがニュースとしては入ってくるんですけれども、やっぱり点でしかなくて、面になっていないところが問題だと思います。放牧伝

道師というしゃれた名前の方を派遣していらっしゃるところがありますけれども、今必要なのは、もしかしたら稲わら伝道師なんじゃないか、というふうにも思います。

なぜ「伝道師」と言ったかといいますと、ある畜産地帯では、水田で刈り取りをするときの情報を知らせてくれる。これまたおばさんなんですが、2,000円か3,000円、お礼のお小遣いを差し上げると電話をかけてくれる。あした、このあたりの刈り取りがあるよと知らせてくれたら、出かけて行って1年分の稲わらをキープしてくると言っておられた畜産家もおられます。それで私は、まあ伝道師かなと思ったんです。

耕畜連携は、こんな悪口的手段に使ってしまっても大変申しわけないとも思っているんですけども、先般、水田放牧を見学させていただく機会がありました。ここでは耕種農家の方が畜産家のところに行って、1頭1,000円だと言っておられたと思いますが、繁殖牛を借りてきて水田で放牧している。

そこで私がとてもいいなと思ったのは、ふだん、それほどコミュニケーションのない集落が、牛が脱柵したときには総出で探すとか、追いかけるとか、何かとてもにぎやかになるんだそうです。牛の脱柵が地域連携、仲のいいコミュニケーションをつくり上げている。水田放牧というのはいいことなんだなという気がいたしました。

それからもう一つ、残渣の飼料化、えさのことです。食品リサイクル法のことであって、今、食品産業は大変リサイクルのことで腐心をしておられて、えさになったり、肥料になったりしておりますが、えさといいますと、みんな豚に行っているんですね。養豚用が多いようでして、これでは日本じゅうの豚が食べ切れないんじゃないかという心配をしてみようほどだと思います。

大家畜のえさ化というと、これはちょっとハードルが高くて、肉骨粉の問題なんかがあって、牛用のえさは難しいとも聞いておりますが、やってやれないことではない。除去する装置さえ完備できればということだと思うんですが、大家畜用に残渣を活用するという道もテーマではないかと思っております。

それから食品リサイクルで言えば、やっぱり肥料化が圧倒的に多い。他方、家畜排せつ物の堆肥、肥料が相当な量になるということなんですが、これ、バッティングしませんでしょうか。

ある大手コンビニの例を先日勉強させていただきましたけれども、一たん、コンビニ残渣を豚用の飼料にして、排せつ物を大根畑の堆肥にして、できた大根をコンビニのおでんに使う。そうやって、一回、家畜のお腹を通してリサイクルを二段階やっている。そうい

うのは大変好ましい例じゃないかと思いましたが、食品残渣も堆肥になる。家畜排せつ物も堆肥になるというんじゃ日本の農地はパンク状態になるのではないかと思います。これは素人の心配事なのかもしれませんが、御専門の立場で何かあればお聞かせいただきたい。

それから堆肥のことで言えば、畜産堆肥が必ずしも耕種農家に歓迎されていない。これは堆肥センターなんかの御努力がなかなか実を結ばないということだろうと思いますが、上質の堆肥にならないまま、直接、畜産家から畑に持ってこられて、周辺住民から臭いといっって苦情が出ているという話も聞いております。

私の質問と意見は以上でございます。よろしく願いいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは松木委員、どうぞ。

○松木委員 かねてより不安のあったアメリカ産牛肉は、1月の脊柱の発見でますます不安が大きくなるばかりで、主婦連合会では今年1月に農林大臣、厚生大臣、アメリカ大統領に抗議と要望書を出したところでございます。今後、アメリカからいろいろ押し切られないように、農林省の方、頑張ってくださいたいと、この席をお借りして申し上げておきます。

それと私たちの健康は、安全な食べ物を食べて、健康な体にするということが絶対的に基本的なことでありますけれども、余り値段が高過ぎても、日常的に食べるできないかと思うんですね。

隣の増田先生に続いて、また私も店頭でのお話をちょっとさせていただきたいんですが、ある主婦が国産牛肉のパックを手にとって、しばらく考えていたんですけども、国産牛はどうしてこんなに高いのかしら。日本でつくって、日本で飼育して、日本でお肉にしているのに、どうしてでしょうね。でも安全性を考えて、多少高いのは仕方ないとしても、2倍以上も出すのではね、と言いながら手を離してしまったんですね。

私も同感なんですけれども、薄切り黒毛和牛という表示のパックでして、100g当たり528円。その隣には国産牛という表示で378円となっております、またその隣には、豪州産が188円となっております。やはりぜひ国産を食べたいという気持ちはあるんですけども、なかなか日常的に食べるには、この差は消費者としてちょっと家計的にも許せないところがあるのかなという気がいたしました。なるべく私たちが毎日買いやすいような価格に近づけていただくことを願いたいと思います

それから消費拡大がいろいろ議論されている中、水を差すような現状かと思えますけれ

ども、私たちの周りでは、動物性たんぱく質を過剰に摂取することだけではないんですけれども、弊害として成人病とか、その辺の話題が非常に高くなっておりまして、動物性たんぱく質から植物性への移行を努力していらっしゃる方が結構多いように見受けられます。

また、男性の方にもいらっしゃるかと思うんですけれども、女性はダイエットしたいという大きな風潮がありまして、そうすると、なかなか動物性たんぱく質とか脂肪分に関して非常に関心が深くて、なかなかお肉、乳製品が買にくい状況があるかと思います。この現状の中で、また私たちのニーズといいますか、求めているものを受け入れていただけたものでなければ、なかなか消費拡大は難しいかなという課題を感じております。

それとあと、放牧を進めたいという御意見で、私の本当に素人的な意見で申しわけないんですけれども、今まで耕作していなかった土地を牧草地として使うとき、その前の段階で雑草等に対して除草剤とかの残留農薬の心配はないものかと考えております。その辺の土壤汚染についても、十分配慮されることを希望したいと思います。

あともう少しありますけれども、この辺でとめておきます。失礼しました。

○生源寺部会長 それでは後ほどまた御発言いただければと思います。

かなりの方から御発言がございました。意見という形で御発言されたものも多いと思いますけれども、質問というようなものもありましたので、このあたりで何か役所の方から御発言があればと思います。

畜産振興課長から。

○姫田畜産振興課長 とりあえず私の方から。

いろいろとヘルパーとかコントラクターで、ある意味で担い手をどう補っていくかというお話がございました。企画課長の方から、今回の担い手対策についてはもう一度説明しますので、私からはヘルパーとかコントラクターについてでございます。

ヘルパーとかコントラクターについては、いわゆる地域肉用牛の事業とか、いろんな事業でコントラクターに対する支援を図っているところでございます。ずっとコントラクターに支援を続けていたらどうかということになると、それはべったりとなってしまうので、立ち上がりのとき3年間応援しましょうというような形で、実際に軟着陸というか、経営としてうまくやっていただくようにしよう。

なぜ3年間やらないといけないかという、どうも夏場にコントラクターというのは仕事がいっぱいあって、冬場はないんじゃないか。そのために、やはり堆肥の切りかえしとか、いろんな作業ができるようなコントラクターをつくっていくべきだろうと思っていま

す。やはり専任のオペレーターがいて、そして経営もしっかりやっていけるようなコントラクターを育成していきたいというようなことを考えております。

その中で、さらにどうも稲わらの取り組みが耕畜連携の中で不十分じゃないかというようなことがございました。私ども、かなり今年一生懸命あちこちに声をかけて、いわゆる農業団体とも一緒になってやってまいりました。おかげさまで、北海道ですとか東北、それから関東でも栃木から静岡に運んでいただくというようなことも含めて、そういう意味では、このあたりまではほぼ国産で稲わらが供給できた。

ただ、あと中部、あるいは九州のところで、使えそうな県の稲わらを全部肉用牛農家に持っていっても足りないというような地域もございます。そこをどうするかということが、我々大きな課題だろうと思っております。

そのために、今、増田委員がおっしゃったように、行政や農協系統の方で仲介、あっせんをしようじゃないかというようなこと。どこに稲わらがあるんだ、そしてどこに稲わらを欲しい人がいるんだというようなこともあっせんしていこう。それは県でやっていただくことが基本ですけれども、どうも県間ではなかなか無理なので、農政局を中心に、ブロックで、県間の見合いもやっていこうということをやっております。

そして先ほどのコントラクターでも、稲わらの収集なんかも応援していこうということを始めしております。

増田委員がおっしゃったように、稲わら、十分余っているものでございますので、それをさまざまな手でどう活用していくかということ、もっと進めてまいりたいと思っております。

あと、放牧について雑草云々という話がございました。まず今、水田放牧を始めているところというのは、耕作していてかなり時間がたっているところでございます。土壌汚染ということでございますと、昔のよくない記憶があるんだろうと思います。ディルドリンとか、昭和30年代、40年代までの農薬が残留して今でも出てくるというものもございますが、基本的に今の農薬は光分解性が非常に高うございます。今現在使われている登録農薬は、瞬間的な効果は高いんですけれども、そういう意味では残留性が弱くて、そして水田でございますので、当然、お米に施用しても安全に食べられるものです。

いずれにしても、そういうような農薬しか使っていないという状況でございますので問題ないと思いますし、かつ放牧は、去年まで稲作をやっていたところじゃなくて、ほとんどが去年までイノシシが走り回っていたようなところを中心に放牧をしているので、そこ

については基本的に問題はないのではないかと考えております。

それから雑草ということで、放牧のときに雑草はそのまま牛に食べていただきます。追加的にさらに牧草をまくということはいたしますけれども、基本的に雑草そのものは牛のえさですので、もったいないので、除草するようなことはありません。もちろん牧草地にいわゆるほかの雑草をとすることはありますけれども、基本的にはそういうことでございます。

とりあえず、私の方からはそういうことです。

○志田牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。今の委員の御発言の中で、お答えできる点、2つほど触れさせていただきたいと思っております。

今委員からお話がありました、酪農教育ファームに対する支援でございますが、これは今の消費拡大事業のメニューの中に入っております。各県に牛乳協会とか、牛乳普及協会という名前の団体が多分あると思っておりますので、ちょっとそちらの方にお問い合わせをいただいたらどうかというふうに思っております。

それから増田委員から、生クリーム、家庭用では余り伸びないのではないかと。お菓子の利用というのが重要ではないかという大変本質を突いた御発言がありました。まさに今、生クリームは、お菓子ですとか、デザート類ですとか、飲料とか、そういう業務用の分野で非常に伸びております。これは植物性油脂から生クリームにかえることによって非常に風味がよくなるということで、最近の高級志向にマッチしているようでございまして、そういう分野で現実に伸びておるということを御紹介まででございます。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。まず増田委員からの国産若牛等々への御指摘があったところでございますが、国産若牛につきましては、全然見ないじゃないかということで、私どものキャンペーン不足というか、そのあたりを痛切に感じるところでございます。また一方で交雑種については、非常にネーミングがわかりにくいという御指摘もいただいたところでございます。

いずれにいたしましても、委員からも御指摘がありましたように、交雑種も含めて、乳用種の国産牛肉というものは、まさに食卓の定番と申しまししょうか、非常に消費者の皆様方が手に入れることができやすいお肉だというふうに思っております。私どももいたしましても、少しずつかもしれませんが、消費者へのアピールと申しまししょうか、消費者により御理解を得られるように、御指摘も踏まえまして、また少しやり方を工夫していきたいと思っております。

それから松木委員の方から、国産の牛肉が非常に高いという御指摘をいただいたところでございます。これはまあ事実、そういうこともあるわけでございますが、ただ一つ御理解をいただきたいのは、先ほど豪州産の牛肉が 188 円で、国産の牛肉が 378 円という御指摘があったわけでございますが、当然、品質差というものもあるわけでございます。

店頭でごらんいただきますと、豪州産の肉だと、多分ほとんど脂肪が入ってなくて、真っ赤な肉で、端っこの方にちょこっと脂肪が入っているくらいのお肉じゃないかと思うんであります。

それに対して、多分、国産の肉というのは、少しは脂肪分が入っており、さらに和牛ということになれば、非常に脂肪交雑がある。脂肪交雑が入っている肉については、もちろん好き嫌いとか好みはあろうかと思いますが、少なくとも現在、市場において、そういう肉の方が高く評価されているということもまた事実でございます。

ただ一方で、国際競争の面で、農家の皆さんも非常にコスト削減とかに頑張っておるところでございますけれども、一層、国産の牛肉についてさらにコストダウンを図って、消費者の皆様方の手に入りやすいようにしていくというのはもちろんそのとおりでございますので、そのあたりは農水省としても一生懸命支援をしていきたいと考えているところでございます。

○生源寺部会長 それでは動物衛生課の方からですね。

○川島動国際衛生対策室長 動物衛生課でございます。衛生対策につきまして、いろいろと御意見をいただきました。1 点は畜産物の安全対策、それから伝染病対策、それから米国産牛肉の輸入問題、大きく分けまして、この 3 点について御意見をいただいたと理解しております。

まず第 1 点目でございますけれども、私どもも畜産物の安全性確保対策というのは極めて重要な対策と考えておりまして、これまでも都道府県を通じまして、あるいは関係団体の御理解をいただきまして、農場段階での衛生管理の改善について指導を行ってきたところでございます。

最近では、いわゆる HACCP 方式というものを取り入れまして、具体的な衛生管理ガイドラインというものを私どもの方で作成をさせていただきまして、この普及を現在図っているところでございます。

また一昨年 11 月には、家畜伝染病予防法の中で、いわゆる飼養衛生管理基準というものを策定いたしまして、その遵守について、今、徹底を図っているところでござい

ます。

こうした取り組みにつきましては、私どもの事業の中で、食の安全・安心確保交付金という事業がございますが、そういったことを使っていただきながら地域の中で取り組んでいただく場合に支援をするという枠組みがございますので、ぜひ地域の畜産振興という観点からも、積極的に取り組んでいただければと考えている次第でございます。

それから伝染病対策でございますけれども、いわゆる水際検疫でございます。海外では今、インフルエンザを初めとしまして、いろいろな伝染病が発生しておりますので、OIEですとか在外公館、こういったところを通じまして、いち早く情報の収集をすることに努めております。

また動物検疫所の家畜防疫官の増員体制も整備をしております、例えば18年度は7名の増員を図るというようなことで取り組んでおります。引き続き、水際検疫対策、きちんとやっていきたいと考えております。

それから国内の防疫体制でございますけれども、やはり法に基づきまして、防疫指針というものを策定しております、サーベイランス、こういった形の中で早期発見、早期淘汰というものが基本だろうと思っております。また各地域段階で、万が一、発生をした場合を想定したいわゆる防疫演習、それから防護資材ですとか、消毒液の備蓄といったことも進めておまして、引き続き防疫対策については万全を期してまいりたいと考えております。

それから最後でございますけれども、米国産牛肉問題でございます。私ども従来から、国民の食の安全・安心を大前提に取り組んできたわけでございますが、今回のこの事案を受けまして、米国に対して徹底した原因究明と再発防止策ということで先般報告書が提出をされました。これに対しまして3月6日でございますけれども、私どもの方から照会事項を出しておるところでございます。この照会に対します回答がございまして、また私ども、その回答を十分に分析した上できちんと対応をしていきたいと考えております。

いずれにしましても、この問題、日米間で合意したルールというものがあるわけでございますが、これが遵守されることが基本的には重要と考えておまして、消費者の皆様方の信頼回復を図ることができるように、きちんと対応してまいりたいと考えております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは畜産企画課長、お願いします。

○清家畜産企画課長 まず、増田委員の方から肉用牛農家の経営不安というようなお話が

ございましたけれども、一つは肥育農家を見れば、卸売価格は確かに高い。しかし素牛は非常に高い。今のところは卸売価格が高いがゆえに収益はいい。ただ、先々、肉の値が下がっていけば、これは経営がどうなるか、この不安が確かにあろうかと思えます。

この点については、さっきお話しした肥育経営の安定対策というのが、そこの不安を取り除くといえますか、支えるところの重要な対策なんだろうと思えます。

ただ、肥育農家の立場でどこをどうできるのかというのはなかなか難しいんですが、子牛価格が高いこと、肉の卸売価格が高いことは決して好ましいことではないんだというふうに思っています。小売価格もじりじり上がっていくような状況が続いていますので、やはりそれは消費者がある意味で負担をしているところなんですね。

ただ一方で、それは需要があるから価格が高いということの裏返しでもありますから、そうするとマーケットに国産の牛肉がより多く提供されるような生産体系をとっていかなくちゃいかん、こういうふうに思うんです。そのためには繁殖農家の分野で、やはり繁殖牛が増えていく。さっき姫田課長の方からも話をしましたけれども、やはりそこが一番重要なポイントなんじゃないかなと思えます。

繁殖農家自体、いわゆる経営負担という観点で言えば、むしろ販売価格は高いわけですから、いずれ下がるかもしれませんが、今かなり高い状況ですから、普通の状態に戻るといふような意味においては不安ということではないんだと思えます。ただこれは個々の農家というよりは、産地としての不安といえますか、先ほどもお話があった農家戸数が実際にどんどん減っていますから、そこを産地というか、地域全体、組織全体でどういうふうに取り組んでいくか、これが重要なポイントなんだろうと思えます。

実際にいろいろと取り組まれている例の話を言いますと、やはりいろんな生産者の方々が取り組んでいる例を見ても、価格がどういう状況であるかを別にしても、計画的に増頭していくというのは大変重要ななんだろうと思えます。

ただまた一方で、繁殖経営というのはなかなか労力、手間暇がかかりますものですから、これは宮崎、あるいは鹿児島でも増えております例で、キャトルステーション。普通は、子牛の農家が10カ月齢まで飼養して市場に出すんですが、2～3カ月まで哺育をして、それをJAがキャトルステーションというような形で育成をする。そうすると農家の方は飼っている時間が減りますから、牛をより多く飼えるということで増頭につながっているというような例もあります。

それから先ほどどこかからもお話がありましたけれども、肉用牛のヘルパーという形で

いろいろな支援をしてあげるとか、それからえさの生産に関連してはコントラクターですとか、そういうことを通じて、できるだけ限られた労力の中でたくさんを牛を飼っていくというような支援の仕方というのは一つの手法だろうと思います。

それと新規就農の話で、加藤委員の方からも北海道の例がありました。九州、南の方でも肉用牛の繁殖農家の離農跡地をJAが買い上げて、一定の整備をして、新規就農にリースをしていく、一定期間たったら譲渡するという北海道でやられているのと同じような取り組みをやられています。こういうのも、いわゆる生産産地の繁殖基盤を維持していく、あるいは増やしていくという力になるんだろうと思います。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それではまた皆さんから御発言いただきたいと思います。まず中山委員、その次に平野委員、それから秋岡委員、阿部委員、とりあえずここまで。その後は、また挙手をお願いします。

○中山委員 乳牛の酪農について意見を申し上げたいと思います。

その前に、一つ酪肉近代化計画が昨年スタートして、もう1年たっているんですが、1年の経過を踏まえて、特にあの計画について、評価なり、あるいは今後の方針について、いろいろ課題や考え方が違う、あるいは変えなきゃならんところがあれば当局から御意見いただきたいんですが、まあスタートして1年ですから、やはりその基本計画をベースに、これからも進めていくんだという前提で少し御意見申し上げたいと思います。

一つは、やはり牛乳・乳製品の需要の拡大ということです。これも酪近の中に述べられていることなんですが、前回、短中長期的な視点で、そのことについて意見を申し上げましたけれども、特に短期的な課題として、普及活動の重要性について意見を述べさせていただきました。

特に酪近だとか、あるいは昨年の答申・建議に書いてあることに加えて、一般的な従来の普及活動に加えて、やはりより具体的に科学的な論拠を背景とした重点的な強化が必要だということをぜひ考えていただきたいなと思います。

また前回、長期的な課題として、日本の国立大学等々における実学としての牛乳・乳製品の利用学について申し上げましたけれども、私はあのときに海外で発表されておる論文のインパクトを例にして挙げました。時間がなかったもので、あれしか言えなかったんですが、酪農先進国の国々においては、牛乳・乳製品の利用について、あるいは栄養学的な見地から、牛乳・乳製品の栄養的な価値という研究が随分進んでおります。

I D F の広告なんか見ていただくと、その辺は日本の状況と世界の状況が随分違うことをおわかりだと思います。そういう意味で、ぜひこれから国公立大学、あるいは国立の研究所、こういうときですから、稲・牧草から乳業の方に少しスタンスを移すようなこともぜひ考慮していただきたいというのが私の意見です。

需要を創造していくということは……。輸出ができない以上は製品を開発する、あるいは輸入しているものを国産にかえていくということをやらなきゃならない。これは基本的には、むしろ乳業の仕事だというふうに思います。先ほど増田委員等々から生クリームの話、アイスクリームの話がありました。専門的には非常に難しい話なんですけど、よく受けとめて研究します。

私も会社に技術屋で入ったんですが、一言で言えば、生クリームはかわいい女の子をいじるようなものだ、大切に大切に扱わないとだめよと、生クリームについては本当に難しい商品だと先輩に言われた。従来、牛乳の取引というのは脂肪の取引ですから、物性という意味でも非常に難しいんですが、数年前から北海道の液状乳製品化対策を講じましたね。あれが非常に生クリームの消費拡大につながっておるということだけは、これはもうはっきり言えます。

それからアイスクリーム、これもまた難しい商品なんですけど、これはむしろどういう人々に、どういう物を売るかということによって千差万別です。消費者から見れば、脂肪が多い、甘い、これは太るぞということで、そこを乗り越えるのがアイスクリーム業界としては大変難しいところなんだと思います。アイスクリーム業界全体の消費が伸びていないという今の食生活の中で、それが課題だということでもっと申し上げますが、これは基本的にはメーカーの仕事だと思います。

それから2つ目は、きょうの限度数量の話です。私が質問しましたように、実態としては、現在、加工向けに回っているのは幾つだとお聞きしましたら、219万tというお返事があって、限度数量は205万tですから、今度203万tになっても、要は219万t近いいろんなものをとった残りの加工向けに回るものがあるんだと。

現場の方からいいますと、今のいわゆる二百十何万tという数字は、確実に時期的によっては牛乳そのものを捨てなければならぬほどの窮地になっているという現実認識を、ぜひ皆さん持っていただきたいんです。

今まで数年、需給関係は在庫がたまるということで問題視されました。輸入乳製品をかえたりして、捨てなきゃならない、あるいは一方で言えば牛を殺さなきゃならないとい

うような状況認識まではなくて、できたんだと思います。ところが、いよいよもう八方手がふさがって、やはり牛までも淘汰しなきゃならんような実態になっておるんですね。

そこで今回の課題なんでしょうけれども、それは205万tが203万tになっても、現実、加工向けになっていく量をどうやって抑制していくかということが大切なことだと僕は思います。

そういう意味では、冒頭に申し上げたように、今後も酪近の方針はちゃんと生かしながら、あれを目指してやっていくんですねということを確認したかったのは、そこなんです。酪近の中には、いろいろキーワードがあります。自作飼料を経営基盤とした健全な酪農の育成であるとか、それから量的目標としては、平成27年、今より90万t足すんですから940万tという国産の目標があって、しかもそれは地域的に書いてある。

言葉ないけれども、あれは見るからに北海道シフトですね。内地は自然減の中に行く。北海道へシフトしていくとか、明らかに酪近の中で描いている絵というのがあるんですね。酪近で目標を掲げても、そこにいく政策というのが、あの中にたくさん書いてあるんですが、そこを変えないで、抑制していくときには、酪近の最終ターゲットはおきながら、一時期後退することはあったとしても、体質的には日本の酪農乳業の国際競争力を上げていく。あれも酪近のキーワードだと思いますが、それを達成していくために、一時引いても、次なる進展はいつでも可能な状況でやっていただきたい。

今、203万tになっても、実際の加工向け需給バランスというのは何ら変わりませんから、やはり当面、生産抑制に向かわなきゃならない。抑制するときには、酪近の描いていることを生かしながら抑制政策をとっていただきたい。

それから3つ目、これは意見です。これもメーカーのところ、食の安全・安心の確保ということで、乳業の段階の製造衛生管理、HACCPのことが酪近に書いてあって、去年の建議にも書いてあります。

ところが最近、道州制の議論が小泉内閣で出されておって、具体的に北海道特区の話が出ております。北海道の道庁から13項目にわたる権限委譲の話が出ているんですが、その中にHACCPの認可監督指導権限を道庁におろしてくれという話が出ています。

私は、道州制がどうのこうのという議論をするつもりはありません。今、恐らく北海道の農産物はみんなそうじゃないかと思いますが、北海道の酪農だけで言えば、380万tの生産があって、北海道で消費されているのは多くて50万tいかないんだと思いますね。これも酪近の数字を見ると、二十何万tになっていますが、恐らく380万tのうち350万t以

上は北海道の中で処理加工されて、内地で売られているんだと思います。

H A C C Pというのは、ローカルでつくって消費するものは対象になっておりません。つくって広域で売る生産段階における品質保証を確保するためのシステムとして、あのH A C C Pがあるんですね。私が心配するのは、北海道にその権限を委譲して、決して衛生基準がダブルスタンダードになってコントロールされるようにしてはならないなど。

それがもしダブルスタンダードになったりなんかしますと、恐らく内地のスーパーマーケットで北海道の商品を売らなくなるんじゃないかと思えますよ。北海道の方が衛生基準が低いなんていったら。学校給食だって、もちろんそうですから、恐らくそうなるでしょう。高くしたら、今度はコストがかかってしょうがないんだと思いますね。

だからH A C C Pというのは、そんなにスタンダードになるかどうかわかりませんが、衛生基準の運用というのは、大変裁量権が大きいところだと僕は思います。だからこそ、やっぱり衛生管理は一元管理の方がいいんじゃないかと思うんです。

酪近の方にも、去年の建議書にも、そういうことが書いてあります。当局同士の話ですから、そうならんようなところで権限の委譲をされていくのはいいと思いますが、もしあの提案が二重管理、二元管理になるようなことがあるとするならば、それは大変な課題だということを申し上げます。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは平野委員、どうぞ。

○平野委員 いわゆる肉や卵、牛乳のもとになる飼料の方の見地からちょっとお話し申し上げます。

皆様御案内のように、今、原油が非常に上がっております。その中で世界で起きているのは、トウモロコシからアルコールをとって、そしてそれをガソリンの中に入れる。それによって炭素の供給量がふえる。いわゆるクリーンエネルギーになってまいります。アメリカの場合、トウモロコシからエタノールをつくるのが、大体、年率3割の勢いでふえております。恐らく来年は4,000万tのトウモロコシがガソリンに、いわゆるエタノールにかわると思います。

4,000万tといいますと、日本で輸入していますのが1,500万tでございます。3年前は3,000万tでございました。これから先は別の用途が出てきて、我々の安定供給ということについて非常に懸念をしているわけです。

もう一つ、全然別の話ですが、お砂糖の世界で今とんでもないことが起きています。お砂糖からアルコールを取ります。それをエタノールにします。原糖の価格が、1年間で倍になっております。

それプラスもう一つは、例の生分解プラスチックがでんぷんから出てまいります。生分解プラスチックといいますのは、今までコストが高かったわけでありましてけれども、地球にやさしくということから考えますと、いわゆるコストは多少高くても、地球にやさしくの方向へいくと思えます。それもトウモロコシが原料になっています。

実はトヨタ自動車さんは、生分解プラスチックのプロジェクトで、最初、インドネシアでサツマイモをおやりになりました。これは失敗して、今は焼酎の原料になって日本に入っているのが現状でございます。それからお砂糖でオーストラリアへ行かれました。砂糖の原糖の価格は倍になっております。そうしますと、これがまたトウモロコシの方へ向くというようなことから、中長期的に見ると、安定供給ということについて私は非常に懸念を持っているわけでありまして。

したがって、この解決策といいますのは、まだすぐにはありませんけれども、やはり主原料の多様化を図っていかねばならないだろうと思っているわけでありまして。それにはいろいろなハザードがあると思えますが、やはり食の安定ということを中心に考えていかなきゃならない。

と同時に、もう一つは、先程来いろいろなところからのお話でございますように、食品のリサイクルの取り組みも大きな意味が出てまいります。今はコストに合わなくても、場合によると、先にいくとコストに合うということが出てくると思えます。

それと全然観点が変わって、例の牛乳の生産調整という問題と、子牛の価格が高いというようなことから、例の借腹、受精卵移植の問題でございます。たしか7～8年前までは、ETに関しては1回やると4万5,000円の助成金が出ていたんですね。それがいつの間にかなくなっちゃったわけでございます。今回のこの問題、生産の抑制とかいろんなことを考えますと、そういうことをすることによって子牛の供給もふえる、それから生産調整にも資することができるという一石二鳥の効果があると思うわけですので、この点をぜひお考えいただければと思うわけでありまして。

それからもう一つは、私は自分の飼料という面から、今回、米国の牛肉の問題で非常に疑問に思っている点がございまして。といいますのは、我々の方は鶏・豚用と牛用の飼料が一切交雑しないでやっております。これだけ厳しいサンダーというのは世界に類がないの

で、食の安全ということでやっているわけでございます。

アメリカの場合は、牛の飼料は配合飼料メーカーが売らんじゃなくて、牛を飼っている人が自分でつくっているという形だと思います。しかし全部がそうじゃなくて、部分的にたんぱく源とか、あるいは微量要素を飼料メーカーから買って入れる。その飼料メーカーさんのところで鶏・豚用と牛用が交雑されないようになっているかどうか。

アメリカでは、鶏・豚用には牛の肉骨粉が使われております。したがって、そのものとのところでの交雑がないように。自分が向こうの肉を買おうとしたときに、形式を含めて非常に心配になるわけでございまして、今回の条件に入っているかどうか私は全然知りませんが、そういった面からもぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは秋岡委員、どうぞ。

○秋岡委員 2つほどあります。ちょっと間があいてしまったんですけども、先ほど松木委員がおっしゃった、牛乳の消費量は本当に増えるのか。私も本当にそう思うんです。いろんな御努力下、取りこぼしている分野の消費を拾い上げていくことは大事なことだと思いますし、もちろん応援したいとは思いますが、全体的にこれから牛乳の消費はまた復活していくんだという前提で物事を考えていていいのかどうか。

世の中全体を考えれば、人口も減っているし、日本経済右肩上がりなんて、もう何年も前にそんな話はなくなっていて、これから日本の中でどんどん物が、数が増えていくんだなんて思っている業界はないわけです。

携帯電話なんていうのはその際たるものであって、もうこれだけ携帯電話が普及してしまっただ中で、A社がB社の分をどうやってこっちに持ってくるんだというパイの取り合いみたいなどころにいくか、あるいは業界によっては販路を海外に求めていくというのが世の中全体の雰囲気にある中で、牛乳は消費を増やします、増やしますと言われても、一般国民的に余りよく理解ができにくい。

しかも牛乳だけでなく、恐らく農水省の中で日本の緑茶なんかを担当されているところの方は、緑茶をもっと飲んでもらいましょうとおっしゃっていると思いますし、トマトをつくっているところの方は、いやトマトをジュースにして、付加価値をつけて、どんどんトマトジュースにして売りましょうとおっしゃっていると思うんです。

それを全部足し合わせると、どれだけのものを私は飲めばいいんでしょうかということ

になってしまう。そんなに消費量そのものが拡大していくということで、一般の消費者というよりも国民全体の議論としての理解が得られるのかな。

国民全部の意見ではないんですけども、私がむしろこうしたことで願っているのは、一つは自分の好みに合ったおいしい牛乳を飲みたい、そういうのをつくってほしいというものもありますが、農業政策については、もっと酪農家の人とか農家の人たちの経営力が強くなって、経営体質が強くなって、海外だとか、いろんなものに負けないようになってほしいということを願っているのであって、余り量的拡大という希望論を前提にして、それでいいのかなという感想が一つ。

それに関連して言うと、酪農家の人たちの経営力を強化する、それを支援するというときによくわからなかったのが、資料7の特認という制度。これは認定農業者を基本とするんだけど、準ずる人を特認の形で認定すると書いてあるんです。だったら、その人が認定農業者になってからではいけないのか。本当は認定農業者がいいんだけど、同じようだと認めた人にはいいですよという、何か第三者から見ると余りに不透明で、恣意的であって、基準がよくわからない。

認定農業者にはなっていないんだけど、意欲があればいい、頑張ればいいといっても、この日本のどこに意欲と頑張るだけで支援してくれる銀行だとか団体があるのかというと、世の中そんなことはあり得ない。町工場の人だって、商店の人だって、みんな頑張っているんだけど、意欲があります、頑張りますだけで、お金を貸してくれる金融機関なんかどこにもないわけです。

その意欲と頑張りを、どういう基準できちんとやって、認定農業者じゃないけれども、この人は支援に値するという考え方に基づいているのかが、余りよく見えない。この辺はできればきちんと説明をしていただかないと、やはり納税者としては、自分たちのお金がどういう人たちの意欲を支えていて、それが現実的に日本の農業のさらなる発展となって、私たちにとってもメリットがあるように返ってくるのかという循環がよくわからなくなってしまうのではないか。この辺を、もうちょっとはっきり書いていただいた方がいいのかなと思いました。

以上、2点です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 私は酪農経営に関して、具体的な酪農経営を安定・維持するための技術的な

視点での提案と、それから今お話がありました牛乳の消費拡大について、ちょっと思うことがありますので、その2つについてお話ししたいと思います。

まず前段について頭の整理をしていきますと、日本は1980年以降、昭和55年以降、高泌乳牛生産というふうにかじ取りを変えていった。たしかそのころ、1頭当たり5,500から6,000kg届かなかったと思うんですが、そういう路線を高穀類、濃厚飼料多給でずっとやってきて、今は7,700kg、経産牛平均でそこまでいっている。

牛群として8,000kg、9,000kgというようなレベルの高い酪農家は随分多くなっている。全然珍しくない。それじゃ、そういうところが本当に経営的にリッチでハッピーかというところ、8,000kg、9,000kgのところでも必ずしもそうでないところがあって、借金が多い。

なぜだろうかと考えてみると、いろんな要因があるんですが、技術的にはやはり繁殖がよくない。釈迦に説法になりますが、1年1産、12カ月間隔でポンポンと子牛が生まれてくると一番いいわけですが、それが伸びてしまっている。今は14.3カ月。もっと伸びているかもしれません。それはどうしてかというところ、一概には言えませんが、やっぱり高穀類、高泌乳路線という技術が生んだ影の部分になっているということです。

よく酪農家の皆さんがおっしゃいますが、阿部さん、酪農というのは繁殖さえよければもうかるものなんですと複数の人から聞きました。それがよくないわけですね。結果としてどうしてそうなっているか。つまり可処分所得が増えていかないか。

普通ならば分娩後100日ぐらいでとまって、そして種がついてくれるのが、160日たっても180日たっても種がつかない。搾乳日数が伸びて、だらだらだらだら長い間絞っている。飼料の効率が悪くなる。そしてその間に繁殖的な疾病がある。繁殖的な疾病の前には、高穀類多給で、第一胃発酵、ルーメン発酵を阻害するための消化器障害というようなことがあって、一つのシンドローム、症候群として乳牛の疾病が多いということがあります。

そういったことで、高い乳生産性をずっと右肩上がりで行ってきただけでも、農家の可処分所得は高くなっていない、安定した経営になっていないということがあります。今、秋岡先生がおっしゃいましたが、やっぱり技術的、経営的に安定することが、最も一番大切なことだと思います。

じゃ、どのくらい繁殖が長くなることによって損しているかというところ、いろんな試算がありますけれども、平均的なところで150日ぐらいの搾乳日数に比べて、190日を過ぎると、一つの農家で200万円ぐらい1年間に損してしまうということがあるわけです。

そういった部分というか、技術のフォーカスというのを、まず繁殖をよくして、そして

効率のいい、要するに乳牛の生涯生産性を高めるような飼養体系をする。今は3産ちょっとぐらいで、もう命を縮めてしまっているという牛が多いわけですから、生涯生産性、連産性を高めて、牛の更新に要する経費を少なくしていくというようなこと。

そして牛乳の品質というのは、きょうは話が出ていませんでしたけれども、乳たんぱく、乳脂肪ということと同時に、これからはそれよりももっと、衛生的な品質で体細胞数という問題が出てくると思いますから、繁殖成績、体細胞数、牛の連産性、そして可処分所得の向上というような方向に頭を切りかえて、今まで1980年から25～26年、27～28年、連続として続けてきた高泌乳牛路線の影の部分の払拭するような技術体系を考え直す時期に来ていると思います。

我々も技術者として考えていきたいと思えますけれども、技術陣も、政策陣も、そういうようなことを一つ大きく打ち出して考える、そういう時期に来ているんじゃないかと思えます。

平成18年から農水省の予算のあり方として、今、私が言ったようなことを裏打ちするような、つまり環境にやさしい農業をしていく。濃厚飼料を少し減らしながらも、N、Pの環境への負荷を減らすような酪農をすることに対して、これから支援しようよということ。それは一つ私が言ったようなことを支援することだと思えますが、そういうことを一つのきっかけとして、繰り返しますけれども、高泌乳牛路線がもたらしてきた負の部分の払拭するような技術体系というものを、それこそ産官学でこの時代に考えてみるべきじゃないかと思えます。

それからもう一つは、秋岡委員が、さてどこまで伸びるでしょうかねということ、さはさりながら、やはり牛乳の消費を伸ばすということを考えていかなくちゃいけないというふう思うんです。

私ちょっと気になるのは、私、何冊か読んだんですが、例えば2年ぐらい前、フランク・オスキーさんというアメリカのお医者さんが書いた「牛乳には危険がいっぱい？」という本があります。牛乳というのはいいことばかりじゃありませんよ、牛乳飲んだら、こんな悪いことがありますよということで、それ以外にも複数、本があるんですね。結構売られているようなんですが、そういう本を読んだ人たちが、牛乳消費の足を結果として引っ張ってしまうということがないわけじゃないと思います。

ある週刊誌にも、そういうようなキャンペーンがありましたよね。その時々、その対応として、関係者はキャンペーンを張っておられると思うんです。そのときのキャンペー

ンの張り方として、先ほどから中山先生、加藤先生、今さんがおっしゃいましたけれども、やはり牛乳の機能性だとか、こういうところがいいんだということをアピールしていくことは必要なんです、そのとき中山先生が言われたように、本当にそれだけの蓄積が日本の酪農界にあるかという、僕は必ずしもそうなのかなと。

何を言いたいかといいますと、EU全体が今から15～16年前にやはり牛乳の過剰で悩んだときに、フランスは約1,000万フランぐらいですか、相当のお金を出して、牛乳の価値に対する医学的なこと、嗜好的なことも含めて、ものすごい国家プロジェクトをつくった。

例えば牛乳はいけないよといったときに、僕らもそれを読んでみて、こんなあほなことをどうして書くんやろうと思うようなことに対して、きちっと反発できるような科学的なデータをこの国に蓄積することが、一つベースとして必要だと思うんですね。

そういった意味では、やはり牛乳についてのしっかりとしたデータベースをつくるような国家プロジェクトを産官学でやっていくような、そういうベーシックなものがないと力が弱いと思いますので、そこら辺のことについて、みんなで一緒にやっていくべきだなという感じしております。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

一度、ここで切らせていただきまして、役所の方から何かございますでしょうか。また、その後で御発言いただきたいと思います。

牛乳乳製品課からお願いいたします。

○志田牛乳乳製品課長 中山委員、それから秋岡委員から共通するお話、御意見があったわけですので、一点お答えをさせていただきたいと思います。

中山委員から、酪肉基本計画の考え方に変更はないのかというお話があったところがございます。実はもう1年ぐらい前になりますけれども、公表しました酪肉計画の中では、乳製品の品目別需要量を示しております。これは前回の第1回審議会の資料の中で、多分一番最初に御説明させていただいたかと思うんですが、今の日本の国内の生産量は、大ざっぱに3つに分かれまして、全体で800万tです。

飲用牛乳等が500万t。それからバター、脱脂粉乳等の特定乳製品、今回、諮問させていただいております対象となるものでございますが、これが200万t。それからその他ということで、チーズですとか生クリームが100万tになっております。

これは15年を基準年といたしまして、27年の目標値ということで書いておるわけござ

いますが、その中で飲用向け 500 万 t のうち、どれだけ伸びるかというのは、ここでは 2 万 t の増、ほとんど伸びないということを示しておるところでございます。また特定乳製品については、伸びる量はゼロということでやっております、生クリーム、チーズ等が中心に伸びるということを明確に示しておるところでございます。

私どもも、牛乳の消費拡大の必要性というのは、先ほど阿部委員がおっしゃったように、さはさりながらそれはそれとして必要だと思いますし、牛乳についての正しい知識を普及していきませんか、必要以上に減っていくだろうという点もでございますので、その努力は大事だろうかと思いますが、政策的に進めるには、これから需要がない部分から需要のあるところにシフトをさせていくことが重要だろうと思って、そういう施策を行っているところでございます。

繰り返しになりますが、飲用牛乳、それから特定乳製品の分野というのは、余り伸びが期待できませんので、そのほかの生クリームですとか、チーズ、そうしたものに需要構造をシフトさせていくということに今取り組んでおるところでございます。

○生源寺部会長 それでは畜産振興課長、お願いします。

○姫田畜産振興課長 まず平野委員から E T について、昔は補助がたくさんあったけれどもというお話がありました。やはり補助事業というものは、一つのインセンティブを与えるものでございまして、当時はいわゆる受精卵移植技術が非常に難しく、コストもかかったということで、それを実用化していくために、4 万 5,000 円とか 3 万円といったかなりのものを出して補助していたところでございます。

その結果として、いわゆる経済ベースに乗ってくるようになったからという意味で、基本的にはやめていったということでございます。これはむしろ卒業したんだと。

今現在では、既に雄雌の判別をした受精卵に対して、乳牛も肉用牛もともに 1 万円を助成しているということで、新しい技術に対して補助していこうということを考えております。

また一方で、今回の酪農の過剰、あるいは肉用牛が足りないということで、先ほども少し申し上げましたけれども、受卵牛の側を体制整備するために、今回、支援をしていこうということを新しく進めてまいろうと考えておる次第でございます。

それからあと阿部委員が、受胎率の低下等の話をおっしゃいました。その前に、私ちょっと抜かしちゃったんですけれども、向井委員が肉用牛の方でも受胎率が低下しているというようなことをおっしゃいました。これは事実でございまして、私どもも非常に憂慮し

ているところでございます。多分、今、実は人工授精の受胎率が生鮮の受精卵ですと 50% ぐらいで、人によっては 60 ぐらいつけられる方もいらっしゃるということですが、なかなか難しい状況にきております。

受精卵移植の方は、より広く技術を普及していくということで、まだまだすそ野は上がる可能性があると思っております。

一方、人工授精については、阿部委員がおっしゃった、いわゆる高穀類ということもあるかと思いますが、ただ高穀類ということになりますと、国産のことじゃなくて、粗飼料給与率自身はここ 10 年間ほどほとんど変わっておりません。そういう意味では、全体の飼養管理のあり方、あるいは人工授精師さんの経験がどうなっているかというようなこと、いろんなことがあるのではないかと。これが、ということではないのではないかと思っております。

非常に経済的に大きなことでございますので、やはりこれから私どももしっかりと、まず原因はどこにあるのかということをお勉強させていただきたいと思っております。

一方、同じようなことで、向井委員からも先ほど肉質云々という話がありました。向井委員に入っていた改良増殖目標の中で、肥育の早期の仕上げというようなこと、あるいは肉質にも配慮しながら、早期に経済性を上げていくというようなことを基本に、改良増殖目標をつかった次第でございます。

それから今委員から、メガファーム云々というお話がありました。これは基本的にやはり我が国の酪農、あるいは大家畜畜産というものについて言えば、土地に立脚した農業が基本だろうと思っております。

基本的には私ども、いわゆる今回の基本計画にあわせて、自給率の向上を推進しているところでございます。27 年には粗飼料についての自給率を 100% にしたいと考えているところでございますので、経営内である必要は必ずしもない、コントラクターとか耕畜連携で進めていけばいいと思いますが、基本的には少なくとも地域で粗飼料自給率が 100% になるような経営をしっかりとつくっていく、我々はそういう経営を支援をしまいたいと思っております。

あと増田委員から先ほどあった話で、残渣を堆肥側とえさ側で取り合いにならないかということ。現実には、特に流通、外食レストラン等で堆肥にしていく活動が先行して、どうも私どもの方が、えさにする活動が遅れたというものもあるのではないかなと思っております。それについては、増田委員おっしゃるとおり、それをむしろ堆肥に直接せずに、

牛や豚の胃を通してやっていくことだと思っています。

一方、牛についてはもっと使えるんじゃないかということですが、牛につきましては、いわゆる動物性のものが入っているもの、いわゆるレストランや外食、お弁当の残渣はなかなか使いづらいというのは御存じのとおりでございます。

そういう中で、いわゆる準植物性の食品産業残渣、こういうものは既にかかなり活用されておりまして、この間も平野委員がおっしゃったと思うんですが、広域的に一番使いやすいものはえさメーカーでお使いになられている。その次、広域的ではないけれども、地域的に使いやすいものについても、それぞれの肉用牛農家なりでお使いになられている状況にあると考えております。

ただ、そうは言いつつも、まだまだ使える資源がかなりあるものですから、私どももそういう面での見合いということも進めてまいりたいと思っております。

○生源寺部会長 それでは畜産企画課長、お願いします。

○清家畜産企画課長 秋岡委員の方から、畜産経営安定対策の特認に関する御指摘がありました。まず、認定農業者になってからではいけないのか、ということについてであります。

まず認定農業者であること、これが基本なんです、一方で畜産、特に肉用牛の肥育経営、あるいは養豚経営の特徴ということで申し上げますと、実際に産地で銘柄化というようなことですか、その他共同でのいろんな取り組みを実際にやっていることが多ございます。

現実には養豚でも肥育経営でも、認定農業者がおおよそ3割強、3戸に1戸ぐらいは、もう既に認定農業者です。ただ我々の実感として見れば、今の時点で認定農業者になれる人がかなりまだいらっしゃるんじゃないかなということで、県を通じまして、認定農業者の増加になるようないろんな運動をやっているところです。

結構いらっしゃる、そういう認定農業者を核にして、産地の中で認定農業者がリーダーみたいな形で全体を引き上げていくというのも、もう一つの畜産の特徴なんだろうと思っておりますので、そういう人たちについても、同時に経営安定対策の対象としてとらえていくことは意味のあることじゃないかと思えます。

それと言われた国民、あるいは消費者の視点、税金をそこに投入するという視点に対してのお応えをすれば、やはり国産の牛肉なり豚肉というのが、多くの方は安全で、よりまた安価で、安定的に供給することを望んでおられると思っておりますので、そういうこと

を踏まえて、全体として担い手が育成されて、そういう人たちが今申しあげました国産の畜産物、牛肉・豚肉を供給していくようなことを実現することで、消費者、国民にもそれを理解してもらうことにもなり得るのかなと思います。

あと意欲、頑張るだけではというメルクマールという点については、先ほど富士委員から、あるいはどなたかからもお話がありました。まちまちであつたら確かに公正でもない、またある意味で不公平になります。また客観性をできるだけ持たせることも必要だと思いますので、我々としても、この1年、考え方をもう少し詰めて検討してみたいと思います。

○生源寺部会長 原田室長、どうぞ。

○原田畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の原田でございます。先ほど阿部委員から、高泌乳路線は限界ではないかというお話がございまして、あるいは今委員や加藤委員からも、最近、若い人を中心に、放牧に取り組んだり、少頭数から始めたり、いろんなタイプの経営の方が育ってきているというお話をいただきました。

実はきょうお配りしている資料の中に、資料ナンバーは振っていないんですが、「参考」というのがございます。この参考資料、開いてびっくり、何とページが打ってないんですが、後ろから3枚目のところ、左上に「Ⅱ酪農・乳業関係」とありまして、右のページに4とあります。これは去年の皆さんの委員会での建議を受けてどういうことをしたかという御報告でございまして、4に土地利用型酪農推進事業については見直さない、ということがございます。

実はこの土地利用型酪農推進事業というのが、今年いっぱい、17年度までであった事業でございまして、1頭当たりの飼料作物面積に応じて牛の頭数に見合っ助成金をお支払いするという事業を続けてまいりました。比較的、飼料面積を大きく持つ酪農家を育てたいということで始めてきたんですけども、これをさらにWTOのルールですとか、そういったことにあわせて見直すということ、昨年、御議論いただきました。

「対応」の中に、事業を見直しましたとあります。その中で、「17年度が終期であったことから、飼料基盤に立脚し、環境と調和した酪農生産構造の確立を目指すため、飼料自給率の向上、環境保全に資する取り組みを実施する酪農経営に対し、飼料作物作付面積当たりの奨励金を交付する」。飼料作物の面積に応じて交付する、いわゆる面積に応じた直接支払いというような形で、酪農飼料基盤拡大推進事業というのを18年度予算から始めることにいたしました。

具体的にはどういう取り組みかと申しますと、2に書いてあるんですが、ある程度、一

定以上の飼料作物作付面積を持っている酪農家に対して、幾つかの取り組みをしていただければ、その取り組みに対して助成金をお支払いするという事で、2つの段階に分かれています。

(1)にありますのは、環境保全や飼料自給率の向上に資する取り組み。例えば不耕起栽培。牧草地を全面起してしまいますと、土壌が流れたり糞尿が流れたりしますので、不耕起栽培をする。不耕起栽培をしたときには、スラリーや液肥を土中に静養するとか、そういったような取り組み。あるいは無農薬栽培をするような取り組み。あるいは川との間に緩衝地帯を設けて、まいた堆肥等が川等に流れ出ないようにする取り組み。幾つか例示をしまして、そういった取り組みをしたときに1ha当たり7,500円というお支払いをします。

さらに酪農の方にとっては、飼養管理方法が変わるような取り組み。これは(2)ですが、例えば放牧を取り入れる、あるいは濃厚飼料の量を減らす、あるいは牛の頭数を減らすというような取り組みに対して、(1)(2)をあわせて1万5,500円という助成を面積に応じてお支払いしますと。日本型酪農の直接支払いというような取り組みを、18年度から5年間の事業として始めることにしました。

これは、阿部委員がおっしゃるような高泌乳型を転換するという意味では実はなくて、いろんな経営スタイルを選択する方に対して、こういった環境に調和する、あるいは自給飼料を牛の数に見合っつくるといような方々に対して応援をするという形で始めたものでございます。

こういう形で環境調和を目指す酪農家の方を支えることができたらと思いますので、5年間の事業、検証しながら十分な効果が出るようにしたいと思いますし、またそういったことを委員の方々に御報告できるようなことで推進していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

畜水産安全管理課からお願いします。

○杉浦畜水産安全管理課長 平野委員から、米国における飼料規制について御指摘がございました。確かに米国におきましては、肉骨粉が牛以外の家畜用の飼料として使われているということで、我が国におけるBSEに関する飼料規制ほど厳しくはございません。

ただ、飼料規制につきましては、牛肉そのものの安全性を直接確保するものではございません。12月の食品安全委員会の答申の中でも、米国における飼料規制を考慮した上で、輸出プログラムのもとで我が国に輸出される牛肉と、我が国で流通している牛肉にはリス

クの差は非常に小さいという結論をいただいております。

ただ、結論への附帯事項といたしまして、BSEの暴露・増幅をとめるためには、SRMの完全な利用禁止が必須であるという指摘をいただいておりますので、この指摘につきましては、米国に伝達させていただいているところでございます。

いずれにしても、米国における飼料規制の内容、その遵守状況につきましては、今後とも情報収集に努めまして、不適切な事例等があった場合には、改善を求めていきたいと考えております。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは御発言をさらにいただきたいと思います。神田委員が先ほど挙げておられました。それから武見委員、飛田委員、福田委員、まずそこまででお願いいたします。後でまたお願いします。

○神田委員 牛乳の消費拡大の関連なんですけれども、なぜ牛乳の消費が減ったのかという分析ですね。前回1回目のときには、確かに資料が出されました。お茶だとか豆乳といったものが増えてきて、牛乳が減っている、どちらかというところとそういうものに押されて減っているんだというニュアンスのデータかなというふうに受け取ったんですが、私が見落としたのかもしれませんが、それくらいしか資料がなかったかと思います。

そうした中で、今キャンペーンなりなさっているという話がありましたし、これからも栄養だとか機能だとかいうことを訴えていく必要があるということももちろんだと思いますし、それが基本だと思うんですけれども、なぜ本当に牛乳の消費が減ったのか、もっと脇のところの理由もあるのではないかと思うんです。そういった分析をどの程度しているのか、もしあったら情報を知りたいと思います。

実は私自身も減っています。なぜかというところ、買い物に行ったときに、1ℓの牛乳を持って帰るのが重たいのでやめてしまうとか、すごくくだらない、ばかばかしいと思うんですが、そういうことがあるんです。宅配を希望している人ももちろんいますし、あるいは日本で受け入れられるかどうかわからないけれども、量り売りという問題もあります。それから以前は喫茶店でホットミルクを飲もうと思えばありましたけれども、最近はありません、飲みたいときに飲めないという状況もあると思います。

総合的に、消費がなぜ減っているのかというところを見ていく必要があると思います。当然、見ていると思いますけれども、もし情報があったらお願いしたいと思います。そういった使い勝手の問題というところがあるんじゃないかという意見です。

それからもう一つ、ぶり返して悪いんですが、牛肉の価格の問題で国産が高いという話との関連です。いろいろと御説明がありまして、この先、価格差が縮んでいくだらうということを期待したいと思えますけれども、現時点では非常に価格差が大きいのは確かだと思えます。100g百何十円の例と三百何十円の例を出されました。そのことについてのお返事が、ちょっと言葉尻をつかまえるようで失礼なんですけれども、肉の質が違うというお答えがありましたね。

肉の質が違うのでお値段も違う、それは当然だと思えますけれども、そうはいつでも一方で、つい最近、農水省の方で消費モニターのアンケートのまとめを公表しましたが、依然として国産に対する期待というのは非常に大きくて、さらに大きくなっているのではないかと思えるくらい期待が大きいわけですね。

そういう言い方をすると、牛肉に関しては多くの国民、消費者の期待に価格的にこたえられていないんじゃないかというところについては、しつこいようですけれども、改めて認識してほしいなというふうに思いました。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは武見委員、どうぞ。

○武見委員 私も牛乳・乳製品、あるいは肉の消費拡大のことについて、栄養学の立場から一言意見を申し上げたいと思います。

確かにこれらの食品は、動物性たんぱく質の供給源とか、牛乳・乳製品はカルシウムの供給源ということを見ると、非常に大事な食べ物ですが、一方で今の生活習慣病対策、先ほど松木委員がおっしゃいましたけれども、そういうことからいうと脂肪、特に飽和脂肪酸の多い動物性脂肪の供給源という意味でも、ある意味ではネガティブな要素を持っている食品であることも栄養学の立場から言えば否定できないわけで、やたらめったら何でもかんでも消費拡大をすればいいというふうには、ちょっと私の立場からは言いにくい部分があります。

そういうことがありますので、現在ではどのくらいとったらいいかということについて、例えば脂肪も今までは単に脂肪だけの割合でエネルギー当たりで示していましたけれども、健康づくりの視点から、今は飽和脂肪酸の割合としてどうするかと示されるようになってきているという変化が、社会に一方であります。ですから、ただ消費拡大して、どんどんとれとれということは、国民がそういうことも知ってくる中では一概に受け入れられない

ということがあると思います。

でも現実には、まだ牛乳などは、私たちの立場からして望ましくとってほしい方向に対しても足りない部分はあるわけで、その辺についてはやはり消費拡大を進めていくことについては異論はないわけです。

ただ進めるときに、3つのことを申し上げたいと思うんですけども、牛乳とか乳製品、肉もそうかもしれませんが、その中のある一つの栄養成分を取り出して、しかもその栄養成分のある機能性だけを追求していくような消費拡大というのは、ある意味では危険を伴うものがあります。

消費者にアピールはするかもしれないけれども、実はそういう問題ではなくて、やはり食品としてほかのものとの組み合わせでどうしていく、それでもやっぱりもっと食べなきゃいけないという全体的な消費拡大を考えていかないと、先ほどのような生活習慣病との相まっているところの消費者の不安みたいなものはぬぐっていけないのではないかということが一つです。

ですから、余りにも機能性を追求するような消費拡大が果たして望ましいのだろうかということに疑問はあります。

それから2点目なんですけれども、じゃどうしたらいいかということなんです。もっとターゲットを絞った消費拡大の戦略とか、メッセージも考えられるのではないかなという気がするんです。これはちょっと思いつきなんですけれども、例えば中高生などは、結構運動している子も多くて、実はサプリメントとかああいうことに非常に興味があります。プロテインをとりたいたいということも、とても多い世代なんです。

実は彼らは相当牛乳なんかとって、多少脂肪が多くても問題ない世代であって、そういうところに対して、極端に言えばサプリメントをとるより、のどが渴いたときに牛乳1本飲みなさいと、そういうようなことでもっとターゲットを絞った戦略的なメッセージが必要だと思います。

肉についても、先週ちょっとお話しさせていただいた食事バランスガイドの活用マニュアルというものを別途つくっているんですけども、そこでは今、介護保険法が改正になって、いわゆる元気高齢者をつくるという政策が保健サイド、厚労省サイドで動いています。その中では、やはり低栄養の防止ということがすごく重視されています。その場合には、動物性たんぱく質をしっかりとっていただきたい。

ですから、肉もしっかりとっていただきたいということで、食事バランスガイドの活用

マニュアルでも、高齢者の方の單元では、もっと肉を食べましょう。臭みとか、いろいろ気になるなら、こういうふうにして食べましょうというメッセージを入れています。それは若いところには、そこまでは書いておりません。やはりターゲットを絞ったメッセージを出していけば、まだ拡大するチャンスはあるのではないかというふうに思うところがたくさんあります。

3つ目が、正しい情報というか、先ほど牛乳について阿部委員の方から出た件なんですけれども、私も食事バランスガイドで、いろんなところで昨年来お話しさせていただいて、去年の暮れあたりから今年に入って、2ヵ所で、話し終わった後にその質問をされたことがあるんです。

つまりアメリカの先生が書かれた本で、牛乳は体に悪いと。その本を読んだ次の日から、牛乳を飲むのをピタッとやめました、それは間違っていたんでしょうかみたいな質問を2ヵ所で受けました。だからある意味でインパクトのあるというか、エキセントリックな情報というのは人々にアピールしてしまうと思うんです。

もちろんそれは間違いですということは、私の立場からはきちっとお答えしますけれども、そういう情報はまさに科学的な根拠に基づいて出していくことが、うんと必要で、先ほどもそういうものに対して迅速な対応をとということがあったと思います。

それはやっぱりすごく効果のあることで、例えばちょっと例が違いますが、にがりダイエットがはやったときに、今は独法になりました国立健康栄養研究所という国の研究機関が、それに対してすぐにプレス発表して否定しました。そのことは多くの新聞が取り上げて、やはりそうした信頼のある機関からどういうメッセージが出されるかということは、すごく大事なことで、ある意味ではその騒ぎを沈静化させた効果があったと思うんです。

ですから、そういう意味では、今回の消費拡大のことにに関して、栄養とかという視点が入ってくるのであれば、午前中ちょっと授業の関係で欠席したのでわからないんですが、必要があれば省庁の連携みたいなことも含めて、そうした対応がもっととられていくと、より効果的ではないかと思いました。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは飛田委員、どうぞ。

○飛田委員 1点だけ、要望させていただきます。きょう、中山委員さん御参画でございますが、生産現場の考え方、意見として、乳業は日夜大変御努力をいただいておりますけ

れども、やはり国際化が進むことは確かでございますから、そんな中で乳業の経営基盤の強化、そして製造コストをどう下げていくかということが大きな目的、要するにこれから、そのことを大事にしなければならないわけでございます。

特に今、御議論がありますように、チーズあるいは発酵乳も含めて、競争力を有する国内の乳製品の生産拡大、これはやはり私どもしっかりと取り組んでいかなければならないわけですし、そのためにも乳製品工場の再編、あるいは合理化をしっかりと取り組んでいただいて、国際競争に打ち勝つような製品をつくっていくことを大事にしていきたい。要望させていただきます。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは福田委員、どうぞ。

○福田委員 それでは2点ほど、意見ということで述べたいと思います。

まず1点目です。本日、経営安定対策、価格等の対策がメインなわけですがけれども、お話の中でも既に盛んにいろんな関連対策といたしまししょうか、生産基盤にかかわる対策等々が出ているわけでありまして。つい先ほども飼料基盤にかかわる充実した施策が出たわけですがけれども、やはりこういう関連施策の検証といたしまししょうか、政策目的に果たして合致しているかどうか、あるいはその目的に合った方向に実際に動いているかどうかという検証、それは同時にある意味で達成させれば政策目的に応じた中身になったということだろうと思いますので、そのところはやはりきちんとやる必要があるだろうと思います。

そういう意味では、先ほど来、既にコントラクターの話でも、当初3年間実施したけれどもというふうなお話もありましたし、今では酪農の自給飼料基盤の強化ということで、5年間の事業という時限的な事業もあるようですが、そこでの折々のめり張りのきいた見直しというものも必要かと思われました。

もう1点ですがけれども、これは畜産経営安定対策の対象者というお話のところでも、肥育だとか肉用牛、養豚の系統では、いわゆる構造改革というのは、単一化なり規模拡大が非常に進んでいるわけでありまして。

しかし、これは恐らく酪農部門であるとか、肉用牛、繁殖でもほぼ似たような傾向になっているのではないかと思います。大規模化する、単一化するという方向が出ているのではないかと思います。そういう方向になるにつれて、畜産経営の地域からの遊離だとか、他部門との連携がなくなるということが出てくると、これは非常にまずいことだろうと思

います。逆により一層、そういう他部門、あるいは地域内での連携が必要になってくるだろうと思います。

そういった施策も盛んに打たれていると思うんですけども、恐らくそういうことになると他部局、あるいは他省庁との施策というところでも、幾つかバッティングしたりだとか、あるいは同様のねらいでの施策がとられているというようなことも出てくるんじゃないかと思いますので、その辺のところの検証も今からやっていかないといけないことではないかと思いました。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。それでは今度は、富士委員から順番に、堀江委員、萬野委員、向井委員、森委員、この順番でお願いいたします。

○富士委員 大分いろんな意見が出ましたので、重複しないように私の方から何点か意見を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、生乳の不需要期の生産抑制対策ということです。生乳生産は、夏場に生産が減少して、冬場に増える。需要はその逆ということで、季節的な需給ギャップが生じますけれども、生乳需給は今、現下は緩和しているという状態ですので、不需要期に着目した減産への対策を講じる必要があるのではないか、というのが1点目です。

それから2点目は、国産牛肉の脊柱の安全・安心対策です。御承知のように、脊柱はBSEの特定危険部位ということで、平成16年に追加指定されたわけです。そのときも我が国は大変混乱をして、大きな問題になったし、今度アメリカでも出たわけですけども、そういう意味で、我が国もきちんと脊柱の処理を系統的にやっているという安心・安全対策へのサポート、支援対策を引き続き継続する必要がある、というのが2点目であります。

それから3点目は、粗飼料自給率100%ということで、平成27年目標にして取り組んでいるわけですが、とりわけ耕畜連携、粗飼料増産という観点から、ホールクroppサイレージに対する取り組み強化、そこに力点を置いて取り組んでいただきたいというのが3点目でございます。

4点目は、和牛の繁殖基盤の維持・拡大ということが大きな課題でありますけれども、その一つの手段といたしますか、分野としての畜産の新技术がございまして。一つは、雄雌分離、雌雄産み分けの技術を早急に確立して、低コストで進めるということです。そうす

れば、酪農は必要なのは後継牛の雌だけですので、雌だけつくる。そのほかあいた借腹は、和牛の雌の受精卵をやればよいということで、極めて効率的に拡大再生産ができるわけで、それが大事だということです。

あわせて受精卵移植も、体内受精卵と対外受精卵がございますけれども、母牛を登録できるという意味では、体内受精卵を基本にやっていくべきだと思います。ただ体外受精卵も、生きた雌牛の卵巣を利用した場合は、母牛の登録ができます。そういう意味で、体外受精卵の場合は、生きた雌牛を使った受精卵というものを基本にして進めていく必要があるんじゃないかという点でございます。

次は、乳牛の改良でございます。乳牛の改良につきましては、後代検定事業、それから乳牛検定組合を通じた対策をやっておりますが、これは引き続き継続してやっていく必要があると思います。

それから次は、余り出ていませんでしたけれども、輸出、特に牛乳・乳製品の輸出についてであります。特に中国が今、牛乳・乳製品ブームと申しますか、大幅なというか、爆発的な需要拡大ということで、向こうへ行くとびっくりするぐらいの品ぞろえになっていきます。そういう中国、東アジアに対する牛乳・乳製品の輸出対策に対する支援、体制整備含めて対策をやっていく必要があるという点でございます。

それから最後はWTOの対策であります。特に脱粉、バターにつきましては、一定程度の関税率の削減いかんによっては、大変厳しい事態になって、我が国の国内政策的な枠組みにも影響が出るというふうに懸念しておりますが、交渉をしっかりと頑張っていただきたいというのと、国内対策の方も十分検討を進めていただきたい。あわせて財源確保の仕組みについても検討していただきたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 皆さんから大変、牛の酪農、あるいは肉牛についての意見が多いわけでございます。豚についての御意見がほとんどないようでございますが、養豚の方から、経営安定対策ということで、幾つかお願いをしておきたいと思います。

最初は、モダリティの確立が最終段階にきていまして、WTO交渉やFTA交渉の中で生産資材のコスト高が関係する規制緩和についてです。BSEや鳥インフルエンザの発生で、急速に増大した豚肉の需要に対する豚肉の輸入攻勢に対して、差額関税制度、及び関

税措置制度、SG、SSGが守られている現状が自給率低下の一途をたどり、50%を下回る状況となっているわけでございます。

国際的な貿易障壁の削減の中で、国内養豚生産への影響が最小限に組み立てるような交渉に臨んでいただいていることは非常にありがたいと考えておりますが、今後とも食肉の占める割合が45%を超える豚肉ですので、基幹的食料として極力自前で供給確保できる基本理念のもとで、強い姿勢で交渉に臨んでいただきたいと思いますと思っております。

また我が国の養豚は、生産資材、例を言えば、飼料の輸入にかかわる港湾経費、海外で開発されました動物医薬品の承認に関して、海外の試験データだけの申請ができないという規制から、大変生産コストが高くなっております。価格面でも、国際競争に対応できる状態ではございません。既に規制緩和された部分もありますが、今後とも生産資材にかかわる規制緩和にさらに努めていただきたいと思います。

それと養豚のセーフティネットでございます。きょうも資料の中で最後に出てまいりましたけれども、養豚経営者にとっては、経営設計や将来展望を立てていくからにも、セーフティネットとして機能を果たしてきました地域肉豚生産安定基金造成事業というのがございます。これも18年度以降も継続していただき、生産現場が安定的に経営できるような施策を図っていただきたいと思います。

それともう2点ございますが、先ほども衛生対策で申し上げましたように、私ども国内では豚コレラの発生がないということで、豚コレラの撲滅について最終段階にきております。ワクチンの接種の早期全面中止をお願いしたいと思います。

また今、生産現場で最も苦勞している、生産性を阻害するオーエスキー病やPRRS等の慢性疾病対策についても、正常化に向けて生産者が取り組んでおるわけでございますので、ぜひともこの点についても行政の支援を継続実施していただきたいと思います。

それと環境保全対策ということで、糞尿処理対策が大変昨年までは話題に上がったわけでございますが、きょうの畜産審議会の中ではどこからも余り出てこなかったわけでございます。養豚経営の中で環境対策を実施するための設置費用、これは大変私どもの経営に負担になっているわけございまして、これからも国、あるいは民間の方々と協力して、設置費用が安くできること、またランニングコストが余りかからないものというような技術開発を積極的に進めていただきたいと思います。

もう既に、最初に設置した環境対策用の機器は、更新時期を迎えているわけございまして、これらに対しましても、ここで設備がそろったから、そういうものに対しての施策

はなくてもいいだろうという話じゃなくて、10年もたてば、ほとんどの機械が壊れてしまいます。そういうような対策も、これから何らかの面でお願いしたいと思います。

生産者もそれなりの覚悟はしているわけですので、農業共済制度、今は農業機械共済とかがありますけれども、そういうような共済制度の中に組み入れていただければ、私たちはこれから幸いだと思っております。

食品残渣の問題は、先ほど飼料協会の方々、あるいはほかの先生方からもお話をいただきましたので割愛させていただきますが、実際に動かす段階では非常に難しい問題がたくさんございますので、その点につきましても、ぜひともいろいろな形の施策の支援をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、きょう、日本養豚協会から要請文をお配りしております。この中に目を通していただき、今、我々養豚経営者が、国内に合った豚肉をつくるために一生懸命努力をしているわけですので、それに対して養豚問題検討懇談会が昨年度開催されまして、行動計画を策定して実施されていることは、生産者としては本当に心強い限りであります。

行動計画に基づいた対策を確実に成果を上げるように、行政並びに関係者皆様方の御協力をお願いして、養豚経営安定が磐石なものになるように、お願いしたいと思います。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは萬野委員、どうぞ。

○萬野委員 肉牛生産者の立場から、幾つかお願いをさせていただきたいと思います。

先ほど来、各委員から牛肉が高過ぎるというようなおしかりを受けているんですけれども、その上にまたマイナス要因として、乳製品が過剰だという問題点を、皆さん御意見を出されている。

酪農業界は、牛乳を生産するとともに、我々肉牛生産者に対して、子牛供給の大きな供給源でございます。増田委員もおっしゃいましたけれども、国産若牛ですか、なかなかマーケットでも見られないということなんです、実際は国産牛の50%以上が乳用種の牛肉であるということなので、牛乳の消費拡大イコール国産牛の供給をアップするというふうにつながりますので、その辺の今後の施策の方をよろしくお願いしたいと思います。

かといって、やはり肉牛業界も我々なりに繁殖をして、子牛生産の増産をやらなきゃいけないということを、きょうは改めて強く意識いたしました。その中で、先ほど来いろん

な意見がありまして、繁殖をどういうふうに増産するんだということです。

やはり我々現場レベルでいいますと、中山間地を使って放牧繁殖をするのがアイデアとしては一番フィットするんですが、歴史的には日本の肉用牛繁殖は、やはり小規模の舎外繁殖がメインです。そういった技術体系は十分対応されていると思うんですが、なかなか放牧繁殖に対する技術サポートがまだまだ不十分。

受精卵移植とか高度な技術以前に、細かい草地管理とか、繁殖雌の維持管理等々、経営的なコスト意識も含めて、もっとベーシックな情報サポート、技術サポートがやっぱり不十分じゃないかと感じております。それがなかなか放牧繁殖が普及しない問題点の一つだというふうに考えております。今後、その辺の対応を何とかお願いしたいと思っております。

あともう一つは資金的な問題があると思うんです。やっぱり肉用牛の繁殖雌牛を買って、種付けをして、生まれて、子牛を市場で販売するまで、約2年ほどかかります。最初に繁殖雌牛を導入してから、約2年間、資金が寝てしまうというふうな経営のスタイルになっております。

そういった意味で、今の金融のシステムがそういった牛に対する資金サービスがまだまだ厳しい状況です。再生産はできても、今後、自給率を上げるための拡大再生産に向かわせようとするれば、やっぱり資本がないとなかなかそういうふうなことができないので、その辺も何とか資金サポートできるような検討を今後お願いしたい。

最後に、耕畜連携のお話、自給飼料のお話も多々出ていました。我々肉牛の生産現場で積極的に利用したいという気持ちはあるんですが、要は保管ストックが一番大きな問題なんですよね。それこそ需給バランスが崩れてしまっている。

我々肉牛生産、酪農も同じだと思うんですが、通年、毎日、粗飼料を与える。しかし耕種農業から言いますと、シーズンがあって、年に1度の刈り取りになって、我々肉牛生産者と耕種農業で、どちらがそのストックを持つんだというふうなところが結構大きな問題になっていると思います。その辺の対応も何か御検討いただけましたら、もっと迅速に耕畜連携の自給飼料の拡大につながるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは向井委員、どうぞ。

○向井委員 今、萬野委員もおっしゃいましたが、先ほど神田委員も、いわゆる国産牛、

特に和牛の牛肉価格問題について、御説明としていわゆる肉質の差であるというふうにおっしゃられました。じゃ、乳用牛と和牛との肉種の差って一体何なの、あるいは外国種と何が違うんだらうかというようなことになってくると、これはなかなか説明不能なんですよ。

じゃ肉質を私たち今何で判断しているかということ、市場での脂肪交雑、いわゆる脂肪の絶対量というもので判断しているわけですけども、そういう意味で、じゃ今後もそれだけで果たして消費者の方たちに説明責任果たせるかということ、なかなか難しい問題だろうと思うんですね。

一方で、私たち黒毛和種の育種をやっている人間からすると、先ほど武見委員がおっしゃいましたけれども、黒毛和種は不飽和脂肪酸が非常に多いんです。18：1のオレイン酸が非常に多いという品種の特徴があるんですが、これは外国種に比べて10%以上高いというような特性を持っています。これはむしろ非常にヘルシーなビーフで、アメリカに行くと、黒毛和種のビーフをヘルシービーフなんて売っている地域もあるくらいで、そういうのは一つの品種としての特性であり、今後、黒毛和種のブランドとして立派な看板になれる。おいしくて、かつ健康的にも少しはましである。

特に不飽和脂肪酸が多いということは、いわゆる脂肪の融点が低いということで、食べたときのジューシネスの問題とか、いわゆる滑らかさとか、いろんな美点がありますので、そういうものを育種的にふやしていく。遺伝的に違うということもわかっておりますので、そういう質というものに対して何がキーワードになっているんだということを、ぜひ追求していただきたい。

特に改良センターでは、昨年、官能検査の調査報告を出されましたけれども、ぜひそういうことを継続して、客観的な肉質とは何なのか。味といいますと、なかなか個人差がありますから難しいんですけども、質というものに対してはこういうものが関与していますよという客観的な基準をつくっていただければ、育種的な対応、あるいは肥育技術の対応が可能になってきますので、ぜひそこら辺のことをお願いしたいなと思います。

以上です。

○生源寺部会長 それでは森委員、お願いいたします。

○森委員 一度ぐらい手を挙げないと怒られるかと思って、一つ質問をさせていただきたいと思います。

これまでの御議論からは、多少外れるかもしれないんですけども、実はWTOとかO

I Eが、畜産における動物福祉、アニマルウェルフェアの問題に、このところ大変熱心に取り組んでいる。各国が対応に追われているというようなことを漏れ聞いております。これは中長期的な観点からは避けて通れない問題であろうと思われまますので、その辺の現状について、お教えいただけたらという質問でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょうか。松木委員、よろしいですか。先ほど途中で残されたような感じもありましたけれども。

○松木委員 また別な機会にさせていただきます。

○生源寺部会長 そうですか。

そのほか、いかがでございましょうか。

それではここでお願いしたいと思います。志田課長。

○志田牛乳乳製品課長 神田委員の方から、牛乳の消費が減少している理由について、何か把握していないのかという御質問があったかと思えます。前回の資料の中では、他飲料との競合というのを一つ例として挙げさせていただいたわけですが、きょう別の御紹介させていただきます。これも、必ずしもそれが決定的というものではないんですが、実は日本酪農乳業協会というところが、昨年末に男女各 600 名、合計で 1,200 名の方にアンケート調査を実施いたしております。

どんなことを聞いたかといいますと、一日の生活の中で、牛乳、その他の飲料はどのうとうときにお飲みになりますかということで、朝起きたときから、朝食時、昼食時、休憩のとき、風呂上り、夕食というような9つぐらいの選択肢をお示しいたしまして、複数回答で回答を求めた。

これで特徴的でございましたのは、牛乳以外の飲料全体で見ますと、今申し上げたようないろいろなシーン、複数回答でございますのでばらつきはありますが、最低6割以上の方がいろんな場面で飲むと答えられております。

これに対しまして、牛乳の場合、極めて特徴的だったのは、朝食時、朝御飯のときに飲むと答えた方が大体7割、70%でございます。その次に多かったのが、パンなどの昼食時に25%に落ちる。それから朝起きたときの24%ということで、極めて牛乳を飲むシーンは朝御飯のときに特化をしておることが、アンケート調査から垣間見られたということでございます。

他方、最近、若者を中心に朝御飯を抜くのが多いということで、これも同じアンケート

の中で聞いたんですが、毎日朝御飯を食べている方の割合は、特に 20 代男性ですと 46%、女性ですと 49%ということで、いずれも半分を割っております。この辺は食習慣の問題でもございますけれども、これと牛乳の消費減少が一つ結びついておるのではないかというのが垣間見られたという点でございます。これは御紹介だけでございます。

それから武見委員の方から、消費拡大、ターゲットを絞ってやる必要があるのではないかという御提言があったわけでございます。私どももそういう問題意識は持っておりまして、例えば私のような中年の男に、いろいろ食べろとか飲めとか言われても、実際は無理です。中学・高校生、特に運動をやっている方々は非常に飲むので、運動クラブですとかスポーツジムとか、そんなところにターゲットを絞りながら、何か消費拡大ができないのかなということは日々研究をいたしておるところでございます。

ただ実際、そういう場面でどうやるかということになりますと、通常の営業活動ではないかということがありまして、なかなか国のお金を使ってというのが難しいのが現状ですが、ターゲットを絞った消費拡大というのは、これからも研究していきたいと思っております。

○生源寺部会長 それでは……。

○牧元食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長でございます。まず堀江委員から養豚の問題について御意見がございました。まず国境措置の問題でございますけれども、豚肉につきましては、関税制度のあり方も含めまして、現在行われておりますWTOの農業交渉の中でまさに議論すべきものでございます。いずれにいたしましても、我が国の主張が反映されるように頑張っていきたいということでございます。

それから同じく地域肉豚について継続の要望ということがあったわけでございます。これにつきましては、18 年度は3 年の事業の最終年度でございますので、引き続きやっていきたいということでございますが、19 年度以降については、また今後よく検討していきたいと思っております。

それから牛肉の問題で、まず一つは富士委員の方から、脊柱の問題。これは冒頭、寺内委員からも御指摘いただいたところでございますが、これはまさに国産牛の脊柱の適正管理に万全を期すというような観点で、この支援を行っていききたいと思っております。

それから牛肉の価格の問題。これはもういろんな先生方からお話があったところでございますけれども、その中で神田委員からは、国産への期待が非常に大きいという御発言があったところでございます。

きょう議論を聞いていまして、国産牛肉への期待の高さというものを非常に感じたところでございます。期待が高いがゆえに、価格面でもう少しどうにかならないかとか、あるいは消費者へのアピールが足りないんじゃないか、いろんな御指摘をいただいたところでございますが、これにつきましては生産面、あるいは流通面で、それぞれコストをもっと引き下げるような努力も必要でしょうし、あるいは消費者の皆さんへのアピールをどうするのかというような問題もあろうかと思えます。この辺のところは、各般の支援施策によって総合的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○生源寺部会長 それでは動物衛生課。

○川島動物衛生課長 堀江委員からの病気の関係でございます。まず豚コレラのワクチンの問題でございますが、御案内のとおり、平成5年から豚コレラの発生がないということで、ワクチンを使用しない防疫対策に移行する取り組みを計画的に取り組んできたわけでございます。

昨年の11月に、ワクチン接種を全面的に中止するというを前提とした防疫指針の案をパブリックコメントに付しておりまして、現在、一部に接種の継続を求められる生産者の方もいらっしゃいますが、意見交換をしておりまして、早期にこの防疫指針を行使したいと考えているところでございます。

それからオーエスキー病につきましては、私どもの事業でございますが、家畜生産農場清浄化支援対策事業というものがございまして、この中でオーエスキー病、それから酪農農場で問題になっておりますヨーネ病、こういった問題に対してきちんと対応したいということで、来年度予算においても増額要求をするという形で対応しております。

以上でございます。

○生源寺部会長 それでは姫田さん、どうぞ。

○姫田畜産振興課長 まず神田委員を初めとして、和牛肉の価格をとということで、先ほど清家課長からもお話しいたしましたように、やはり和牛の増産をしっかりとやっていかないといけない、繁殖基盤を増やしていかないといけないということを考えております。

むしろ家畜の導入とか、そのような対策を基本的に打っていかないといけないと考えておりますが、さらに今までの対策に加えて、富士委員がおっしゃったように、いわゆる雄雌の産み分けを使って、それもいわゆる生体からとった受精卵であれば登録もやりやすいということもございますので、そういうことも進めてまいらないといけないと思っております。

ます。

さらに改良について、やはり改良というのは短いタームでやるものではございません。これは地道な話ではございますが、それぞれずっとその中で能力向上してきているわけなので、これは私どももしっかりと長いタームで続けてまいらないといけないと考えております。

向井委員からのお話は、非常に示唆に富むものでございました。私どもまた一緒になって勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

先ほど森委員からお話があった、畜産における動物福祉の問題でございます。WTOにおいては、議論は出ましたけれども、どうも進んでいないというのが現実のようでございます。WTOではそういう状況でございますが、一方、EUでは、2006年から5年間の動物福祉計画が出たということをご承知しております。これはそれぞれ国々によって考え方の相違があると認識しているところでございますので、今後も海外の状況を注視してまいりたいと思っております。

もう一方、国内におきましては、もう既に昭和の代から、動物の飼養及び保管に関する法律というのがありまして、その中で家庭動物とか展示動物、実験動物、そして産業動物の飼養及び保管に関する基準がそれぞれつくられているところでございます。

今までも既にごございますけれども、順次、環境省の方は改正してきておりまして、現在、実験動物が改正中ということで、産業動物については次の見直しというようなこともございますので、それも含めて、私ども協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○生源寺部会長 畜水産安全管理課、お願ひいたします。

○杉浦畜水産安全管理課長 堀江委員から、動物医薬品の承認手続について御指摘がありましたので、簡単に御説明させていただきます。

動物用医薬品の申請に当たりましては、安全性とか有効性を示す資料を提出していただくことになっているわけですが、これは国によって異なりますと申請者に大きな負担となるということで、1990年代半ばから、EUと米国と日本、この3極で承認申請資料を調和させるという活動を行ってきているところでございます。今後とも、この活動に積極的に参加していきたいと考えております。

○生源寺部会長 そのほか、何か御発言ございますでしょうか。今の役所の方からのコメントに対する発言でも結構でございます。

堀江委員、どうぞ。

○堀江委員 豚コレラの話の中でありましたが、ワクチンを接種する前には豚コレラ互助基金というような方法で、生産者が積み立てた互助基金制度があったわけでございます。今回から、海外悪性伝染病互助基金ということで、生産者が積み立てている基金があります。これも、ぜひ国の方の施策の中で援助していただきたいと思っております。

○生源寺部会長 御意見として承るということでよろしいですね。

よろしいでしょうか。なければ冒頭申し上げましたように、昨年度、これは畜産物等価格部会という少し違う形ではあったわけでございますけれども、そこでの運営の仕方と少し方式を変えたということでございまして、ここからはそれぞれの委員の皆様から、諮問に対する賛否を表明していただくという形にしたいと思います。

昨年度は、それプラスいろいろ御意見もその場でおっしゃっていただきましたけれども、その部分は基本的にこれまでの時間帯でお願いをしたという理解でございます。委員及び各臨時委員の皆様から、本日の諮問を審議するに当たり、参考として示された試算値があるわけでございますけれども、これについて賛否を御表明いただきたいと思っております。

なお、これは言い忘れた、どうしてもというようなことがあれば、その際、簡潔にお述べいただければと思います。

順番でございますけれども、伊藤委員から始めていただきまして、次に臨時委員の皆様方について五十音順ということで、秋岡委員から順次お願いいたしたいと思います。

それでは伊藤委員から、お願いいたします。

○伊藤委員 特に異存ありません。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

それでは秋岡委員、いかがでしょうか。

○秋岡委員 はい、異存ありません。賛成です。

○生源寺部会長 阿部委員。

○阿部委員 私も同じく、可といたします。

○生源寺部会長 今委員、いかがでしょうか。

○今委員 はい、妥当だと思います。

○生源寺部会長 加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 異存ありません。

○生源寺部会長 神田委員は、御退席になる際に、これで差し支えないということでござ

いました。

武見委員、いかがでしょう。

○武見委員 特に異存ございません。

○生源寺部会長 寺内委員、ちょっと退席されておりますけれども、後ほど伺うことにいたしたいと思います。

飛田委員、いかがでしょう。

○飛田委員 異存ございません。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

内藤委員、いかがでしょうか。

○内藤委員 賛成いたします。

○生源寺部会長 中山委員、いかがでしょうか。

○中山委員 賛成です。

○生源寺部会長 平野委員、いかがでしょうか。

○平野委員 賛成でございます。

○生源寺部会長 福田委員、いかがでしょう。

○福田委員 特に異存ございません。

○生源寺部会長 富士委員、いかがでしょうか。

○富士委員 賛成でございます。

○生源寺部会長 堀江委員、いかがでしょうか。

○堀江委員 特に異存ございません。

○生源寺部会長 増田委員、いかがでしょう。

○増田委員 賛成です。

○生源寺部会長 松木委員、いかがでしょうか。

○松木委員 異議はございません。

○生源寺部会長 萬野委員、いかがでしょうか。

○萬野委員 賛成です。

○生源寺部会長 向井委員、いかがでしょうか。

○向井委員 賛成いたします。

○生源寺部会長 森委員、いかがでしょうか。

○森委員 賛成です。

○生源寺部会長 寺内委員、いかがでしょうか。

○寺内委員 異議ありません。

○生源寺部会長 ありがとうございました。

以上を持ちまして、質疑応答並びに賛否の表明が終了いたしましたので、御意見を取りまとめ、答申及び建議の原案を作成することにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○生源寺部会長 御異議がないようでございますので、従来からの慣例でございますけれども、私の方から起草委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○生源寺部会長 それでは恐縮でございますけれども、次の方に起草委員をお願いいたしたいと思えます。

伊藤委員、阿部委員、今委員、中山委員、福田委員、富士委員、増田委員、以上の7名の委員の方に起草委員をお願いいたしたいと思えます。また起草委員長は、まことに御苦労さまでございますけれども、福田委員をお願いいたしたいと思えます。

なお、私も起草委員会に同席いたしたいと思えますので、この点、御了承いただきたいと思えます。

では、原案が作成できるまで、しばらくの間、休憩ということでございますが、できるだけ早く取りまとめていただくようお願いいたしまして、それまで休憩ということにいたしたいと思えます。

事務局から御連絡がございます。

○清家畜産企画課長 起草委員会は、議場を出まして、直進し、階段を下りるところの先、左側の第2応接室にて行います。起草委員の皆様におかれましては、これから20分後、4時40分ごろをめぐりに御参集願えればと思えます。

ただ事前の準備の関係で、若干、時間の調整があるかもしれませんが、そのときは適宜御連絡を申し上げることにしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○生源寺部会長 それではしばらく休憩といたします。

午後4時20分休憩

午後6時09分再開

○生源寺部会長 それでは大変お待たせいたしました。部会を再開いたします。

起草委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、答申案及び建議案を作成いただきましたので、起草委員長から御披露願います。

○福田起草委員長 それでは起草委員会で取りまとめました答申案、及び建議案につきまして、御報告いたします。事務局から朗読をお願いいたします。

○清家畜産企画課長 それでは朗読いたします。多少、文章の形式的なところは飛ばして朗読させていただきます。

答 申

平成18年3月9日付け17生畜第2924号で諮問があった平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成18年3月9日付け17生畜第2917号で諮問があった平成18年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成18年3月9日付け17生畜第2918号で諮問があった平成18年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、あわせて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に

考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、平成 18 年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、畜産経営安定対策の対象者に係る方針の下で、地域の実態に即した認定農業者の増加等を図るとともに、新規就農の促進、女性の活躍の場のさらなる充実など担い手の育成・確保に努めること。
- 2 今後とも自給飼料基盤に立脚した畜産経営を育成するため、飼料増産運動の下、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大、国産稲わらの飼料利用の拡大、地域の土地条件等に対応した放牧の普及、自給飼料の生産性向上、コントラクターの活用等の推進により、自給飼料の増産及び資源の有効利用を図ること。
- 3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、耕畜連携の推進等によりたい肥の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。また、人畜共通感染症を含む家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、国内におけるまん延防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉においては、我が国の主張を反映した、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールが確立されるよう取り組むこと。
- 6 関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施に当たっては、透明性の確立や適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 飲用牛乳及び脱脂粉乳、バター等の需要低迷により脱脂粉乳の在庫に加えバタ

一の在庫も増加しているという需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供に努めるとともに、生クリーム、チーズ等の需要の伸びが見込まれる品目に仕向けられる生乳の供給拡大の推進を図ること。

- 2 牛乳・乳製品の栄養素バランスや多様な機能性、食生活における役割について、科学的知見に基づく正確な情報を伝え、関係者の消費拡大活動に資するとともに、国産の牛乳・乳製品の輸出の促進方策についても検討すること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤の強化と製造コストの低減を図るとともに、チーズ等輸入品との競争力を有する国産乳製品の生産拡大を促進するため、乳製品工場の再編・合理化を推進すること。

Ⅲ 食肉関係

- 1 食肉の表示については、消費者の商品選択に資する情報提供と適正な表示の徹底に努めること。また、乳用種については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が実施されているが、消費者の情報ニーズに的確に対応した効果的な情報発信を行うことにより、その認知度の向上を図ること。
- 2 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進するとともに、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。
また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。
- 3 肉用牛生産基盤の安定化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化、生産コストの低減、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、肉用牛については、新技術や乳用牛資源を活用した生産性向上、放牧の推進等の支援を図ること。

以上でございます。

○生源寺部会長 ありがとうございます。

ただいま朗読していただきました答申案及び建議案につきまして、皆様の御賛同を得ることができるならば、この案を当部会の答申及び建議といたしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○生源寺部会長 御異議がないようでございますので、これを当部会の決定とすると同時に、関連する規則に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の正式の答申及び建議といたしたいと思います。

ただいまの答申の内容につきましては、部会の決定はそのまま食料・農業・農村政策審議会の決定とみなすことになっております。ただいまから政策審議会の会長名において、答申を農林水産大臣に御提出するわけでございますが、当初、中川大臣御自身がおいでになる予定でございましたが、急の所用ということで御欠席ということでございます。三浦副大臣に御出席をお願いしておりますので、三浦副大臣にお渡しいたしたいと思っております。

[答申書手交]

農林水産副大臣あいさつ

○生源寺部会長 それではここで三浦副大臣からごあいさつをちょうだいいたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○三浦農林水産副大臣 一言ごあいさつ申し上げます。きょうは中川大臣が自ら上がって答申をいただき、またお礼を申し上げる予定にしておりましたが、これから何時間もない後に飛行機に乗りまして、G6の会議に出席のためヨーロッパに向かうことになっております。やむを得ず副大臣の三浦が参じまして、答申をいただいたところでございます。

本日は、生源寺部会長を初め各委員の先生方には、長時間、御論議をいただきました。本当に御多忙な中での御出席を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思っております。

政府といたしましては、答申の御趣旨を十分尊重して、平成18年度の加工原料乳の限度数量、あるいは肉用子牛の保証基準価格などを、決定をしまいたいと存じております。また答申に際していただきました建議につきましては、その御趣旨に従い、検討の上、適切な措置をとってまいりたいと考えております。

さらに、審議の過程において委員各位から賜りました貴重な御意見につきましては、今後の行政運営の中で十分に参考にさせていただきたいと考えております。

今後とも委員各位におかれましては、なお一層の御指導・御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。私からのごあいさつ、御礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平成18年3月9日

農林水産副大臣 三浦一水

○生源寺部会長 どうもありがとうございました。

本日は長時間、熱心に御議論いただきまして、まことにありがとうございました。以上をもちまして、食料・農業・農村政策審議会生産分科会、平成17年度第2回畜産部会を閉会いたします。御協力に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

午後6時22分閉会